

## 第 4 回教育委員会定例会 案件表

### ○ 日 時

令和5年2月16日(木) 午前10時00分から

### ○ 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第7号 令和4年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書  
について (資料1)
- (2) 議案第8号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する  
意見について (資料2)

#### 2 請 願 ・ 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める  
陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕 (資料3)

#### 3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

#### 4 報 告

- (1) 教育長報告
  - ① 令和5年第一回練馬区議会定例会提出議案について (資料4)
  - ② 教育・保育施設における送迎バス等安全対策支援事業について (資料5)
  - ③ 令和5年度学校関係工事計画(案)について (資料6)
  - ④ 令和3年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について (資料7)
  - ⑤ 令和5年度図書館特別館内整理期間について (資料8)
  - ⑥ 子育て支援サービスの充実について (資料9)
  - ⑦ その他

資料 1	
------	--

議案第7号

令和4年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書  
について

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

提出者 教育長 堀 和 夫

令和4年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書  
について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和4年度 教育に関する事務の管理  
および執行の状況の点検・評価報告書  
(案)

令和5年（2023年）2月

練馬区教育委員会

練馬区教育委員会 委員名簿

(令和5年2月1日現在)

教	育	長	堀	和	夫	
委		員	岡	田	行	雄
委		員	坂	口	節	子
委		員	中	田	尚	代
委		員	仲	山	英	之

## 目 次

I	点検および評価制度の概要	
1	教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施	・ ・ ・ 1
2	点検・評価の実施方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	評価対象年度	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	教育委員会について	・ ・ ・ ・ ・ 2
5	練馬区教育・子育て大綱	・ ・ ・ ・ ・ 3
II	練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）体系図	・ ・ ・ ・ ・ 5
III	重点施策評価結果一覧	・ ・ ・ ・ ・ 6
IV	新型コロナウイルス感染症対策に係る取組に関する評価結果	・ ・ ・ ・ ・ 7
V	事業成果	
○	教育分野	
1	教育の質の向上	・ ・ ・ ・ ・ 8
2	家庭や地域と連携した教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 22
3	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	・ ・ ・ ・ ・ 27
○	子育て分野	
1	子どもと子育て家庭の支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 38
2	子どもの教育・保育の充実	・ ・ ・ ・ ・ 46
3	子どもの居場所と成長環境の充実	・ ・ ・ ・ ・ 53
○	新型コロナウイルス感染症対策に係る取組	・ ・ ・ ・ ・ 60

VI	点検・評価に関する有識者からの意見および助言	・ ・ ・ ・ ・ 63
VII	令和5年度の主な事業	・ ・ ・ ・ ・ 69

## I 点検および評価制度の概要

### 1 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況の点検および評価を実施するとともに、その結果を議会に報告し公表することとされています。

この法律の規定に基づき、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、効果的かつ効率的な教育行政を推進するとともに、区民の皆さまへの説明責任を果たすため、教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価（以下「点検・評価」といいます。）を実施し、報告書にまとめました。

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」（令和3年3月改定）の重点施策および新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について点検・評価を行いました。

### 2 点検・評価の実施方針

教育委員会では、つぎの実施方針に基づき、点検・評価を実施しました。

#### 練馬区教育委員会

#### 練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

#### 1 目的

- (1) 主な事務や事業（以下「主な事務等」とする。）の取組状況について点検および評価（以下「点検・評価」とする。）を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

#### 2 実施方法

- (1) 教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。
- (2) 点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。
- (4) 学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に

関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」とする。）を置く。

①「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べることができる者の中から、教育委員会が委嘱する。

②「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。

(5) 教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

**【参考】** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 3 評価対象年度

令和3年度の事務の管理・執行を評価対象としました。

### 4 教育委員会について

#### (1) 教育委員会の制度と組織

教育委員会は、学校その他の教育機関の管理、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱い、および教育関係機関の職員の任免その他人事に関する事務を行い、また、社会教育その他の教育、学術、文化に関する事務を管理、執行するための合議制の執行機関です。この教育委員会の仕組みを定める「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月に施行されたことに伴い、新たな教育委員会制度が始まりました。

練馬区教育委員会は、区長が区議会の同意を得て任命した教育長および4人の委員で組織され、教育長の任期は3年、その他の委員が4年となっています。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

なお、教育委員会の所掌事務は広範囲にわたりますので、その職務権限に属する事務を具体的に処理し、執行するための機関として、教育委員会事務局が設置されています。



## (2) 令和3年度教育委員会の活動状況

教育委員会の会議は、原則として、月2回開催する「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）は、定例会23回、臨時会21回を開催しました。

この会議では、教育行政に関する事務処理方針が決定され執行されます。令和3年度の会議においては、議案65件、協議事項4件、報告事項114件の審議等を行うとともに、大泉南小学校など2か所を視察しました。

また、毎年、教育委員は児童・生徒、保護者との意見交換会を行うとともに、学校や子ども関連施設等の状況把握に努めていますが、令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

### 【令和3年度の主な審議等の内容】

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 議案</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 条例の制定または改正の区長への依頼</li><li>・ 教育委員会規則の制定または改正</li><li>・ 教育関係予算案に関する事</li><li>・ 職員の人事に関する事</li></ul> <p>② 協議</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について（2回）</li><li>・ 令和3年度教育に関する事務の点検・評価について（6回）</li><li>・ オンライン会議システムを活用した教育委員会の会議の開催について（1回）</li><li>・ 令和3年度「お祝いの言葉」について（1回）</li></ul> <p>※（ ）内は、協議の回数を示しています。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 5 練馬区教育・子育て大綱

「練馬区教育・子育て大綱」は、平成27年4月に設置した総合教育会議において、5回にわたり、教育委員会と区長が協議して策定しました。「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。策定から5年が経過し、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により新たな課題が生じたため、教育委員会と区長が協議し令和3年3月に改定しました。

教育分野では、新たな重点施策として、家庭や地域と協働した学校運営の推進、さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援を位置付けました。

児童生徒の充実した学習のためタブレットパソコンの一人一台の配備など一人ひとりに応じたきめ細かな教育、いじめの未然防止・早期対応、不登校児童・生徒や障害のある子どもたちへの学習支援などにも継続して取り組みます。

子育て分野では、新たな重点施策として、新しい児童相談体制の充実、青少年の健全育成・若者の自立支援を位置付けるとともに、乳幼児親子の相談支援、保育サービスのさら

なる充実、放課後の居場所の充実などを図っていきます。

また、両分野ともに ICT 機器やオンラインの利活用を通じた、子どもたちへの学習支援や、相談機能と情報発信など、コロナ禍に応じた取組を推進します。

## II 練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）体系図

教育分野		子育て分野	
目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を 備えた子どもたちの育成		目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが 健やかに成長できる環境の整備	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1 子どもと子育て 家庭の支援の充実	① 相談支援体制の充実
	② 教員の資質・能力の向上		② 新しい児童相談体制の充実
	③ 学校の教育環境の整備		③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
2 家庭や地域と連携した教育の推進	① 家庭教育への支援	2 子どもの教育・ 保育の充実	① 家庭での子育て支援サービスの充実
	② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働		② 練馬こども園の充実
			③ 保育サービスの充実
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	① いじめ・不登校などへの対応	3 子どもの居場所 と成長環境の充実	① 安全で充実した放課後の居場所づくり
	② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援		② 児童館機能の充実
	③ 障害のある子どもたちなどへの支援		③ 青少年の健全育成・若者の自立支援

### Ⅲ 重点施策評価結果一覧

1：施策が、良好に進んでいない。  
 2：施策が、良好に進んでいる。  
 3：施策が、とても良好に進んでいる。

#### ○教育分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
1 教育の質の向上	1－① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	2	8
	1－② 教員の資質・能力の向上	2	15
	1－③ 学校の教育環境の整備	2	19
2 家庭や地域と連携した教育の推進	2－① 家庭教育への支援	2	22
	2－② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	2	24
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	3－① いじめ・不登校などへの対応	2	27
	3－② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	2	32
	3－③ 障害のある子どもたちなどへの支援	2	35

#### ○子育て分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
1 子どもと子育て家庭の支援の充実	1－① 相談支援体制の充実	2	38
	1－② 新しい児童相談体制の充実	3	40
	1－③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	2	43
2 子どもの教育・保育の充実	2－① 家庭での子育て支援サービスの充実	2	46
	2－② 練馬こども園の充実	3	48
	2－③ 保育サービスの充実	3	50
3 子どもの居場所と成長環境の充実	3－① 安全で充実した放課後の居場所づくり	2	53
	3－② 児童館機能の充実	2	55
	3－③ 青少年の健全育成・若者の自立支援	2	57

※各重点施策の点検・評価表は、上の表の該当ページをご覧ください。

#### Ⅳ 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組に関する評価結果

令和3年度に教育委員会事務局が実施した新型コロナウイルス感染症対策に係る取組を時系列で示し、1年間の取組に対して点検・評価を実施しました。

総合評価	頁
3	60

※評価基準は「Ⅲ 重点施策評価結果一覧」と同じです。

## V 事業成果

### ○教育分野

#### 1 教育の質の向上

重点 施策	1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校就学前の幼児教育を充実します。</li> <li>○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。</li> <li>○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。</li> <li>○ 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。</li> <li>○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。</li> <li>○ タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。</li> <li>○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。</li> </ul>

主な 取組	項目1 小学校就学前の幼児教育の充実	
	目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努める。
	事業 成果	<p>国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。</p> <p>区立園、私立園において障害のある子どもの受け入れを実施した。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <p>【令和元年度】 区立幼稚園63人 私立幼稚園94人</p> <p>【令和2年度】 区立幼稚園54人 私立幼稚園89人</p> <p>【令和3年度】 区立幼稚園66人 私立幼稚園101人</p>
	今後の 取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について引き続き検討する。
	所管課	学務課
	項目2 幼保小連携の推進	
	目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいく。
	事業 成果	<p>【令和元年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回）</p> <p>懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年3回</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 16,000部</p> <p>【令和2年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象2回）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 16,000部</p> <p>【令和3年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回）</p> <p>懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 11,000部</p> <p>「外国籍児童・保護者向け入学ガイドブック」発行 3,100部</p>

今後の取組	「ねりま接続期プログラム」の改定に向けて検討を行い、幼保小連携の充実のための取組を引き続き実施していく。
所管課	教育施策課
項目3 小中一貫教育の推進	
目標	義務教育9年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。
事業成果	<p>全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けた取組を実施した。校区别協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修を実施するとともに、練馬区教育実践発表会での発表や、リーフレット・報告書による情報発信を行った。</p> <p>【令和元年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区别協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和2年度】 小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区别協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和3年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区别協議会や小中一貫教育研修の実施</p>
今後の取組	<p>全小中一貫教育グループにおいて、これまでの取組を系統的に整理し、9年間を見通した「小中一貫教育の取組プログラム」作成のための検証を開始する。</p> <p>令和5年2月に小中一貫教育の啓発リーフレットを全校配布するとともに、同月開催予定の練馬区教育実践発表会にて成果を発表する。</p>
所管課	教育指導課
項目4 人権教育・道徳教育の推進	
目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。
事業成果	<p>(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。 練馬区人権教育推進委員会と連携して、人権教育研修会を年間5回開催し、中堅教諭および初任者をはじめとして、区内教員に人権教育の理解啓発に努めた。</p> <p>(2) 道徳教育の推進 平成30年度までは、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 令和元年度および2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、各校は可能な限りでの道徳授業の公開等を実施した。 令和3年度は、公開を原則として道徳授業地区公開講座を実施した。また、「特別の教科 道徳」を全小中学校において学習指導要領に沿って確実に実施するために、教員向けの研修会を年間2回行った。さらに、「特別の教科 道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。</p>

主な取組

今後の取組	引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。人権教育研修会の内容については、練馬区人権教育推進委員会と連携して検討し、区内教員の必要性に応じた内容になるよう取り計らう。 また、「特別の教科 道徳」の効果的な実施に向けて、研修内容の見直し、各校の道徳教育推進教師への啓発を図る。道徳授業地区公開講座の実施については、実施状況を調査し、道徳教育について保護者・地域との連携および啓発を全小中学校が確実に行うよう努める。
所管課	教育指導課
項目5 英語教育の充実	
目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
事業成果	(1) ALTを活用した指導体制の充実 ①小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施 ②小学校における全時間ALTの配置 ③ALT連絡協議会の実施 ④ALT派遣会社担当者との情報共有  (2) 英検検定料補助制度 【令和元年度】実施校33校 志願者数2,621人 【令和2年度】実施校33校 志願者数2,956人 【令和3年度】実施校33校 志願者数2,753人  (3) 英語4技能検定実施 中学2年生対象、全校実施
今後の取組	英語4技能検定の結果を分析し、各校に向けて本区の英語力の現状や、国および都が目指す方向性、具体的な授業における改善策を研修等を通して伝え、授業の質の向上を図る。また、イングリッシュキャンプの成果と課題を整理し、次年度に生かす。
所管課	教育指導課
項目6 子どもたちの体力向上の促進	
目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた授業公開、全校での体力向上推進計画の作成等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。
事業成果	(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、教員を委員とする委員会において、①～③の内容について検討し、実践等を行った。 ①新体力テストのデータ分析 ②児童・生徒の体力向上に関する実技研修 【会場】小学校 【対象】小中学校教員 ③児童・生徒および保護者向け啓発資料の作成・配布  (2) 体力向上推進計画の作成 新体力テストの到達目標を設定および体力向上に関する具体的取組について作成し、各校に周知を行った。 【具体的取組例】 ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・運動する場所の整備 ・保護者等への啓発活動



主な取組	今後の取組	指導力向上のための教員研修、児童・生徒および保護者への啓発活動等により、子どもたちが進んで運動に取り組むことができる環境を構築し、継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。
	所管課	教育指導課
	項目7 子どもたちの食育の推進	
	目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」(以下「食育推進計画」という。)の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。
	事業成果	校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを各校に設置した。 【令和元年度】全校 【令和2年度】全校 【令和3年度】全校  地場産物(キャベツ、練馬大根等)を使用した食材を区が提供し、目の前の食材を「生きた教材」として学校に活用、促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。 区内地場産物使用平均日数 【令和元年度】小学校62.7日、中学校58.6日 【令和2年度】小学校52.4日、中学校44.4日 【令和3年度】小学校49.2日、中学校48.7日
	今後の取組	各校において食育推進チームを中心とし、第4次食育推進計画(令和4年度～8年度)や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
	所管課	保健給食課
	項目8 ICTを活用した教育活動の推進	
	目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
	事業成果	子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了し、学習等での活用を推進している。 【令和元年度】 小中学校の全ての普通教室等に教育ICT機器を配備した。 【令和2年度】 小中学校の全ての児童・生徒に、一人一台タブレット端末を配付した。 【令和3年度】 新型コロナウイルス感染症の不安等により登校できない児童・生徒を対象に、オンラインによる授業を実施した。 教育ICT実践校による公開授業を行った。
今後の取組	個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、ICT機器を活用した効果的な授業を進められるよう環境整備と授業内容の充実に努める。	
所管課	教育施策課、教育指導課	

項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実													
目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。												
主な取組	<p>各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。</p> <p>全校一斉読書の実施校数（隔年で調査を実施）</p> <p>【平成30年度】 95校（小64校、中31校）</p> <p>【令和2年度】 89校（小63校、中26校）</p> <p>平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館職員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配など学校図書館の運営を支援している。</p> <p>学校図書館への人的配置校数</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>【令和元年度】</td> <td>【令和2年度】</td> <td>【令和3年度】</td> </tr> <tr> <td>学校図書館職員</td> <td>小34校、中19校</td> <td>小34校、中19校</td> <td>小39校、中21校</td> </tr> <tr> <td>学校図書館支援員</td> <td>小31校、中14校</td> <td>小31校、中14校</td> <td>小26校、中12校</td> </tr> </table> <p>学校図書館蔵書管理システム（令和2年度末に全校配備完了）により、すべての蔵書をシステム上で管理している。</p>		【令和元年度】	【令和2年度】	【令和3年度】	学校図書館職員	小34校、中19校	小34校、中19校	小39校、中21校	学校図書館支援員	小31校、中14校	小31校、中14校	小26校、中12校
		【令和元年度】	【令和2年度】	【令和3年度】									
学校図書館職員	小34校、中19校	小34校、中19校	小39校、中21校										
学校図書館支援員	小31校、中14校	小31校、中14校	小26校、中12校										
今後の取組	<p>全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、引き続き学校図書館の利活用を推進する。</p> <p>「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画の作成を進め、その中で全校一斉読書週間や週1回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。また、各学校の指導計画を区立図書館に情報提供し連携強化を図る。</p> <p>指定管理による学校図書館支援員を順次業務委託による学校図書館職員に切り替え、令和4年度から一本化した。学習指導要領に基づく、各教科等での「調べ学習」、総合的な学習の時間等における「探究的な学習」などでの学校図書の利用について、学校図書館職員等による学習指導支援を活用し、一層充実させていく。</p>												
所管課	教育指導課、光が丘図書館												

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保小連携および小中一貫教育について、協議会、フォーラム、リーフレット配布等の取組を継続してほしい。</li> <li>○ 目指す15歳の姿の設定や中学校区別研究会を実施し、小中一貫教育の充実が図られている。</li> <li>○ すべての中学校の校舎に、小学生が使うための連携教室を整備できるよう検討してほしい。</li> <li>○ 「特別の教科 道徳」の取組に関する教員向けの研修会は、今後も対象者を増やして継続してほしい。</li> <li>○ ALT配置および英検検定料補助制度等、具体的な取組を実施し、英語教育の充実を図っている点は評価できる。英語以外の教科でも具体的な取組を実施して、学びの充実を図ってほしい。</li> <li>○ 行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。体力向上のための取組を実践してほしい。</li> <li>○ 地場産物を使用した学校給食の提供は評価できる。今後は生産者による説明の機会を増やしてほしい。また、伝統的日本食の継承につながる企画や食品ロスに関する取組の実施を検討してほしい。</li> <li>○ すべての児童・生徒にタブレット端末を配備した点は評価できる。引き続き、タブレット端末の効果的な活用を推進してほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保小連携および小中一貫教育の推進に向けた取組を継続するとともに、各施設における子どもたちの連携のあり方についても、引き続き検討していく。</li> <li>○ 令和3年度の第2回研修会は、感染状況を踏まえオンライン研修会としたことで、参加者の拡充につながった。今後も、集合型とオンライン開催の研修会を併用し、多くの教員の研修会参加に努める。</li> <li>○ 英語教育以外の教科についても学力向上を目指し、国や都の学力調査の結果を基に、教育指導課訪問等の機会を通じて、各校に現状分析や今後の課題について指導・助言を行っていく。</li> <li>○ 教員向け研修における運動事例の周知、保護者等への啓発活動等、子どもたちの体力向上に係る取組を引き続き実践していく。</li> <li>○ 令和4年度に配付した教育ICT実践事例集を活用し、タブレット端末を効果的に活用した授業を実施できるよう教員のICT活用能力の向上に努める。</li> </ul>

	評価	特記事項
点 検 ・ 評 価 欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児教育に必要な環境整備について、乳幼児が積極的に外遊びができる体験の機会を設けるよう検討してほしい。</li> <li>○ 区立園・私立園における障害のある子どもの受け入れと、外国籍児童・保護者向けガイドブックの発行を引き続き推進してほしい。</li> <li>○ 小中一貫教育の推進については、目標達成までの過程を明確にしなが ら、具体的な連携活動が行えるように進めてほしい。特に、連携教室の 設置や時間割の中で連携活動ができるような、小中共通時間割などの工 夫を検討してほしい。</li> <li>○ イングリッシュキャンプの視察ができて良かった。この体験が子どもた ちの英語の「話す」分野での成果に結びつくことを期待する。 行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。日常の運動能力向上への 対策を検討してほしい。また、体育という教科に対して苦手意識をもた ないように、ゲーム感覚で楽しく体を動かせるような工夫を検討してほ しい。</li> <li>○ ICTを活用した教育の推進について、様々な取組がなされたと思う。一 方で、生じた課題に対しては、学校や子どもたちの様子を見ながら、き め細やかに対応してほしい。</li> <li>○ デジタル教材の利用により、活字に触れる機会の減少が懸念される。学 校図書館蔵書管理システムを用いた、図書利用件数の推移に係る調査の 実施を検討してほしい。</li> </ul>

重点 施策	1-② 教員の資質・能力の向上	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。</li> <li>○ 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。</li> <li>○ ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。</li> <li>○ 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。</li> </ul>

主な 取組	項目1 教員研修の充実	
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事業 成果	<p>職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質および学習指導力の向上を図る。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>①職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会</p> <p>②年次研修 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、初任者新規採用者等研修、2年次研修、3年次研修</p> <p>③担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ・不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修</p> <p>④教育課題研修 人権教育研修、外国語・外国語活動研修、特別支援教育研修、特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、体育実技（水泳指導・ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携地区別研修、学校教育相談研修、ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業</p>
	今後の 取組	引き続き教育アドバイザーの増員等により、若手教員の指導機会を拡充する。また、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修や動画視聴型研修（オンデマンド）など新たな研修スタイルを取り入れ、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 教員のICT活用能力の向上	
目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。	

事業 成果	<p>区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用指導力の向上に努めた。</p> <p>【令和元年度】 ICT機器を活用した教育活動の推進に向けた研修会の実施（2回）</p> <p>【令和2年度】 タブレット端末を含むICT機器の学習における効果的な活用に向けた研修の実施（2回）</p> <p>【令和3年度】 ICT活用推進リーダー育成研修の開催（5回） ICT支援員の増員配置（令和2年度：14人 → 令和3年度：28人） 教育ICT実践事例集の作成（令和4年3月完成）</p>
今後の 取組	<p>還元研修を目的としたICT活用推進リーダー育成研修会を通して、ICT活用推進リーダーを育成し、校内研修の充実を図る。</p> <p>教育ICT実践事例集の活用やICT支援員との連携を通して、教員のICT機器の活用能力の向上を図る。</p> <p>教員用タブレットを配備する。</p>
所管課	教育施策課、教育指導課
項目3 子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）	
目標	<p>小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。</p>
主な 取組	<p>(1) 人的配置</p> <p>学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。</p> <p>教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間の確保や、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。</p> <p>【令和元年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校1校、中学校1校 スクール・サポート・スタッフ：小学校4校、中学校6校</p> <p>【令和2年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校18校、中学校6校 スクール・サポート・スタッフ：小学校28校、中学校14校 部活動指導員：中学校3校</p> <p>【令和3年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校19校、中学校11校 スクール・サポート・スタッフ：小学校65校、中学校33校 部活動指導員：中学校3校</p> <p>(2) 教職員出退勤管理システム</p> <p>【令和元年度】 ・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始</p> <p>【令和2年度】 ・教職員出退勤管理システムのプロポーザルを実施 ・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築</p> <p>【令和3年度】 ・教職員出退勤管理システム本稼働、令和3年9月から運用開始</p>

<p>今後の取組</p>	<p>会計年度任用職員（副校長補佐、部活動指導員等）の配置を拡大するとともに、各校の好取組事例を周知することで、教員の業務をサポートする人材の活用を推進する。</p> <p>校長会、各種研修会等において、働き方に関する啓発活動に取り組むことで、教員の意識改革を促す。また、教職員出退勤管理システムで客観的に把握した学校別の時間外在校時間を分析し、対策を検討する。</p> <p>副校長会等の各種会議や研修のオンライン化を推進し、教員用タブレットを活用した校内での情報共有の検討を進めるなど、校務および業務の改善に取り組む。</p>
<p>所管課</p>	<p>教育指導課</p>

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育課題研修が幅広い分野に対して実施されたことは評価できる。引続き、教員の資質や指導力の向上に努めてほしい。また、環境教育に関する研修の実施を検討してほしい。</li> <li>○ コロナ禍でも教育課題研究指定校がオンラインなど工夫して、優れた教育の実践を推進していることは評価できる。</li> <li>○ 実地指導の充実のために、教育アドバイザーによる訪問回数を増やすよう検討してほしい。</li> <li>○ 細やかな準備期間もなく、タブレット端末を使ったりリモート学習が進められたことは、全教員の大変な努力、研鑽があったと思うので、その能力を評価したい。今後は、対面授業との組み合わせ、効率的な対応等について検討してほしい。</li> <li>○ ICT機器活用能力向上に関する取組は評価できる。引続き、実践事例集の作成・共有を推進してほしい。</li> <li>○ 教員の事務をサポートする職員の配置等の取組は評価できる。今後は、職員を増員する上で質の向上も推進してほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境教育に関する研修を、令和4年度のねりまスキルアップ講座（自然を生かした理科指導のポイント）で実施し、子どもたちの環境への関わり方等の指導方法について理解を深めた。引き続き、教員の資質・指導力向上に資する研修を実施していく。</li> <li>○ 令和4年度は、教育アドバイザーによる訪問回数を1年次（期限付）3回、2年次2回、3年次1回と、昨年度からそれぞれ1回ずつ増やし、若手教員の学習指導等の向上を図った。</li> <li>○ ICT活用推進リーダー（練馬区立学校の各校から1名選出）を中心に各校での効果的な事例を共有し、よりよい方法を検討していく。ICT活用推進リーダーが集まる研修会で実践事例集の内容を取り上げ、全校に対してICT機器の効果的な活用を広めていく。</li> <li>○ 会計年度任用職員の配置拡大だけでなく、それぞれの職の勤務形態の見直し（短時間勤務の導入など）を行い、多様な人材を確保することで、全体としての質の向上を図る。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境教育をはじめ、様々な研修を実施したことは評価できる。一方で、各種の研修が教員の過剰な負担になっていないか教員の意見を聞いてほしい。新たな取組も検討し、教員研修の充実に努めてほしい。</li> <li>○ ICT支援員が1年で2倍に増員、スクール・サポート・スタッフが全区立小中学校に配置されたことを評価する。実践事例集を大いに活用し研修等を行い、教員の質の向上を図る取組を引き続き行ってほしい。</li> <li>○ 副校長補佐の配置、教職員タブレットの活用による、働き方改革が有効に進んでいるか、状況の確認に努めてほしい。中学校の部活動顧問の負担軽減に取り組むとともに、子どもたちに向き合い、学ぶ楽しさ、喜びを伝える教員の意欲の向上、さらにメンタル面の安定にも注目してほしい。</li> <li>○ 理科の観察や実験準備への支援について、特に小学校の理科における観察や実験準備を専門に行う支援員を、必要とする学校に配置して、教員の働き方改革と理科教育の充実に努めてほしい。</li> <li>○ ICTや働き方改革は、新しい課題なので、手探りで対応することが多いと思う。引き続き、学校や保護者の意見を踏まえながら、支援を実施してほしい。</li> </ul>



重点 施策	1-③ 学校の教育環境の整備	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。</li> <li>○ 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。</li> <li>○ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。</li> <li>○ 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。</li> </ul>

主 な 取 組	項目1 学校施設の整備（改修・改築）	
	目標	校舎等の改修・改築により児童・生徒にとって安全で快適な教育環境を整備する。
	事業 成果	<p>耐震補強工事では十分な耐震性を確保できない学校施設について、改築により耐震化を進め、「練馬区区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて校舎等の改築を進めた。</p> <p>令和3年度は、下石神井小学校、石神井小学校および大泉西中学校の改築工事が完了し、関町北小学校および上石神井北小学校の改築工事を進めるとともに、旭丘小・中学校（小中一貫教育校）の実施設計に着手した。</p> <p>【令和元年度】 工事5校（石神井小学校、下石神井小学校、大泉東小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、関町北小学校）</p> <p>【令和2年度】 工事4校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校）</p> <p>【令和3年度】 工事5校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校）</p>
	今後の 取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改修・改築を進めるとともに、学校施設の長寿命化等に取り組む。
	所管課	学校施設課
	項目2 区立学校の適正規模・適正配置	
	目標	<p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。</p> <p>また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。</p>

主な取組	事業成果	<p>令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。</p> <p>【令和元年度】  推進委員会 4回  地域説明会 1回</p> <p>【令和2年度】  推進委員会 2回  地域説明会 1回（練馬区公式ホームページで報告資料を掲載）</p> <p>【令和3年度】  推進委員会 2回  地域説明会 1回</p>
	今後の取組	<p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を継続する。</p> <p>また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。</p>
	所管課	教育施策課
	項目3 学級編制等のあり方の検討	
	目標	令和3年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和7年度に小学6年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。
	事業成果	令和4年度は小学3年生が35人学級となった。児童・生徒数の推計を関係各課に提供し、普通教室の確保に努めた。
	今後の取組	引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。
所管課	学務課	

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、学校施設の耐震化を迅速に推進してほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認をしてほしい。</li> <li>○ 学校の屋上等の空きスペースを活用した太陽光発電設備の設置など工夫し、気候変動対策をはじめ、SDGsに関する取組を推進してほしい。</li> <li>○ 体育館の空調設備や屋外授業で使用するテントの用意等、先取りしている予防対策はよかった。</li> <li>○ 樹木の倒壊による被害を防止するために、全校に対して調査を実施した点は評価できる。</li> <li>○ 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けた準備が整ってきている。区で初となる高齢者・障害児との総合施設として大いに期待する。</li> <li>○ 小学3年生から6年生までの35人学級編制の早期対応に努めてほしい。</li> <li>○ 通学路の安全等、ハード面は整備されている。ただ、指定の通学区割りを越えて、遠方から長い距離を徒歩で登下校している小学生低学年の子どもたちの安全性は気になるところである。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して取り組んでいることや今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改築を進めていく。また、施設の状態に応じて必要な改修を実施していく。</li> <li>○ 今後も、校舎の改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入する。</li> <li>○ 災害時の避難場所としても良好な環境となるよう、令和元年度から概ね7年間で全区立小中学校の体育館に空調設備を設置する。</li> <li>○ 「公共施設の樹木育成保全ガイド」に基づき、年1回の定期点検を行うことで、施設の安全性と樹木の健全性を確保していく。</li> <li>○ 35人学級編制については令和7年度にかけて着実に実施していく。</li> <li>○ 特別な事情により学区外から通学する場合は、保護者に学区域内まで登下校の付き添いをお願いしている。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校施設の耐震化を、引き続き迅速に進めてほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認に取り組んでほしい。</li> <li>○ 様々な取り組むべき課題を抱えた中で、予算を尽くしできるだけ公平な教育環境を整える努力は続けられている。体育館の空調装置の設置についても、速やかに実施してほしい。校内のオンライン化の推進についても、引き続き取り組んでほしい。</li> <li>○ 施設一体型小中一貫教育校の開校により、幼児、児童、生徒、高齢者、障害者のすべての方が交流できる場となるよう期待する。</li> <li>○ 他部署と連携し、35人学級編制の検討を行っていることを評価する。</li> </ul>

## 2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策	2-① 家庭教育への支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。</li> <li>○ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。</li> </ul>

主な取組	項目1 家庭教育への支援	
	目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。
	事業成果	<p>多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介するため、家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」を発行した。</p> <p>子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。</p> <p>【令和3年度 テーマ・開催日・参加人数】</p> <p>(1) 子育て講習会（4回制オンライン開催） 令和3年5月8日、22日、6月5日、19日 延24名</p> <p>(2) 発達障害の子を伸ばす、家庭でのアプローチ 令和3年6月17日 22名</p> <p>(3) 不登校・勉強が苦手な子どもたちの進路選択 令和3年6月26日 34名</p> <p>(4) 子育て講習会（4回制オンライン開催） 令和3年9月25日、10月9日、23日、11月6日 延33名</p> <p>(5) 不登校経験のある子どもの進路選択 令和3年10月30日 34名</p> <p>(6) 悩まないで、子どもの不登校 令和3年12月2日 26名</p> <p>(7) 子育て講習会（3回制オンライン開催） 令和4年1月29日、2月12日、2月26日 延42名</p> <p>(8) 高校で不登校にならないために 令和4年3月12日 17名</p> <p>令和3年度 合計8講座 16回 延232名 (令和2年度 合計7講座 12回 延163名)</p>
	今後の取組	<p>家庭教育支援に関するホームページを作成し、LINEやタブレット等を用いて情報提供を行っていく。</p> <p>今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。</p> <p>関係機関と連携した事業周知も引き続き取り組んでいく。</p>
	所管課	教育施策課、学校教育支援センター
項目2 関係機関との連携強化		
目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。	

事業成果	<p>スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携し行っている。また、学校の校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会に定期的に参加し、連携を深めている。学校教育支援センターの教育相談室・適応指導教室、総合福祉事務所、保健相談所等とも必要に応じて連携し、児童・生徒の支援を行っている。</p>
今後の取組	<p>今後もスクールソーシャルワーク事業にて全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携して行っていく。また、今後もより一層の各関係機関との連携を図っていく。</p>
所管課	<p>学校教育支援センター、子ども家庭支援センター</p>

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てに関する講演会等に、より多くの保護者等に参加してもらえよう、創意工夫をしてほしい。</li> <li>○ 多忙な保護者が子どもと向き合うための創意工夫ができるよう、家庭と学校との情報交換等の支援を推進してほしい。</li> <li>○ スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、児童・生徒を効果的に支援している点は評価できる。引き続き、スクールソーシャルワーカーが力を発揮しやすい環境を作してほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校、地域、関係機関と連携・協力し、子育てや教育に関する様々な情報を集約し引き続き積極的な情報発信を行っていく。</li> <li>○ スクールソーシャルワーカーが力を発揮しやすい環境となるように、学校や関係機関との連携を引き続き図っていく。</li> <li>○ 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者対象の子育てに関する講演会は、有用であると考えられるので、引き続き推進してほしい。同じテーマでも講師が変われば視点の異なる新しい情報に触れられるので、好評なテーマは、続けて実施してほしい。</li> <li>○ 学校と家庭とのオンライン化が効率的に実行されている。今後はオンライン保護者会、YouTubeでつなぐ授業参観で保護者に発信することも考えられる。</li> <li>○ 学校と関係機関との連携の橋渡し役を、スクールソーシャルワーカーは十分に担っていると思う。多種多様な課題を抱えながら活動していると思うので、一人で抱え込まずに連携して対応できるよう、今後も継続して取り組んでほしい。</li> <li>○ スクールソーシャルワーカーの増員により、児童・生徒の小さな悩みを聞き逃さない相談体制と関係性を築き、関係機関との更なる円滑な連携を期待する。</li> </ul>

2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	
重点施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。</li> <li>○ 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。</li> <li>○ 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。</li> </ul>

項目1 学校安全対策の推進																																									
目標	区内3警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む他、講習会等啓発事業の開催を通じて保護者、教職員、子ども等の防犯意識の向上に努める。																																								
事業成果	<p>子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校等への防犯指導や学校防犯指導員による臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。さらに重大な事態に至りそうなケースについては所管警察署に繋げた。</p> <p>また、保護者向け・教職員向け・子ども向けの講習会を実施し、防犯意識の啓発に努めた。</p> <p>民間警備員の派遣</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【令和元年度】派遣日数</td> <td>385日</td> </tr> <tr> <td>派遣校数</td> <td>62校</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】派遣日数</td> <td>282日</td> </tr> <tr> <td>派遣校数</td> <td>49校</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】派遣日数</td> <td>275日</td> </tr> <tr> <td>派遣校数</td> <td>48校</td> </tr> </table> <p>子どもの見守り・安全講習会の実施</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【令和元年度】参加者</td> <td>706名（5校）</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】参加者</td> <td>20名（1校）</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】参加者</td> <td>103名（6校）</td> </tr> </table> <p>通学区域防犯カメラの設置</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【平成26年度】</td> <td>65台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【平成27年度】</td> <td>128台</td> <td>累計</td> <td>193台</td> </tr> <tr> <td>【平成28年度】</td> <td>132台</td> <td>累計</td> <td>325台</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>66台</td> <td>累計</td> <td>391台</td> </tr> </table> <p>通学路等安全点検の実施 (全小学校65校を3年間で一巡。学校が希望すれば2年連続実施も可)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【令和元年度】実施校</td> <td>28校</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】実施校</td> <td>22校</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】実施校</td> <td>24校</td> </tr> </table>	【令和元年度】派遣日数	385日	派遣校数	62校	【令和2年度】派遣日数	282日	派遣校数	49校	【令和3年度】派遣日数	275日	派遣校数	48校	【令和元年度】参加者	706名（5校）	【令和2年度】参加者	20名（1校）	【令和3年度】参加者	103名（6校）	【平成26年度】	65台			【平成27年度】	128台	累計	193台	【平成28年度】	132台	累計	325台	【令和元年度】	66台	累計	391台	【令和元年度】実施校	28校	【令和2年度】実施校	22校	【令和3年度】実施校	24校
【令和元年度】派遣日数	385日																																								
派遣校数	62校																																								
【令和2年度】派遣日数	282日																																								
派遣校数	49校																																								
【令和3年度】派遣日数	275日																																								
派遣校数	48校																																								
【令和元年度】参加者	706名（5校）																																								
【令和2年度】参加者	20名（1校）																																								
【令和3年度】参加者	103名（6校）																																								
【平成26年度】	65台																																								
【平成27年度】	128台	累計	193台																																						
【平成28年度】	132台	累計	325台																																						
【令和元年度】	66台	累計	391台																																						
【令和元年度】実施校	28校																																								
【令和2年度】実施校	22校																																								
【令和3年度】実施校	24校																																								
主な取組	<p>今後の取組</p> <p>通学区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。また、学校・保護者・地域・警察署等と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。実技講習会等の啓発活動については、行動を通じて学ぶことが出来るメニューを検討・実施する。</p>																																								
所管課	教育総務課																																								

項目2 地域を活用した教育活動の推進	
目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。
事業成果	<p>平成28年度から、地域人材の活用を進めるため、「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度より全校・園にて実施した。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。</p> <p>また、多くの学校で、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象とした放課後等の学習支援「地域未来塾」を実施した。地域未来塾の実施にあたり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。</p> <p>さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用した。</p> <p>【令和元年度】  学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 71校）  学校サポーター登録数 309名・13団体（令和元年度末時点）</p> <p>【令和2年度】  学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 75校）  学校サポーター登録数 352名・10団体（令和2年度末時点）</p> <p>【令和3年度】  学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 78校）  学校サポーター登録数 366名・15団体（令和3年度末時点）</p>
今後の取組	引き続き全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域の人材の活用を進めていく。また、学校サポーターの登録者数拡大に取り組むとともに、地域未来塾実施校拡大を進め、学校での活用を促進していく。
所管課	教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校、保護者、地域、警察署と合同で行う通学路安全点検を全校で実施し、子どもたちの事故を未然に防いでほしい。</li> <li>○ 学校周辺の防犯は地域の協力が不可欠であると考えている。より多くの地域の方に安全講習会に参加してもらえよう周知してほしい。</li> <li>○ 地域社会の子ども世代を守り、向き合おうとする大人たちの誠意と熱意を感じる。学校も地域に潜在する多くの力を引き出すために、地域との好ましい関係づくりに励んでほしい。</li> <li>○ 防犯指導、民間警備員の配置、通学路の安全点検、実技講習会等を継続的に実施して、学校安全対策を今後も推進してほしい。</li> <li>○ 地域人材を活用して「学校・地域連携事業」を推進し、地域未来塾や学校サポーター登録制度を充実させている点は評価できる。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通学路等安全点検については、今後も防犯・交通安全の両面で計画的に実施し、学校、保護者、地域、警察署等と連携して、子どもたちの安全を確保していく。</li> <li>○ 子どもの見守り・安全講習会については、引き続き、各校PTA等にも参加を積極的に働きかけていく。</li> <li>○ 防犯指導や民間警備員の配置、通学路等安全点検や講習会等の学校安全対策を継続的に進めていく。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校安全対策について、学校防災の観点から、地域との連携は欠かせないと思う。新しい教職員が赴任した4月には、練馬区の方針を的確に伝えてほしい。</li> <li>○ 学校のホームページを見たが、どの学校も新しい情報が更新されており、意識の高さを感じた。中には現在行われている授業や行事の様子をアップしている学校もあった。</li> <li>○ 通学路等安全点検は、学校、保護者、地域、警察署、区と合同で危険箇所を歩いて確認するという非常に重要な取組だと思う。建築現場の近くなど、状況が変わりやすい場所については、適宜、安全を確認してほしい。</li> <li>○ 「地域未来塾」の実施は評価できる。推進してほしい。地域社会で体験学習ができる環境の整備を進めてほしい。また、コミュニティ・スクールの導入を進めてほしい。</li> <li>○ コミュニティ・スクール構想は練馬区では始まったばかりだが、学校と地域との連携により、その一歩が進められると思う。</li> </ul>



### 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点 施策	3-① いじめ・不登校などへの対応	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。</li> <li>○ 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。</li> <li>○ 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。</li> <li>○ 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組めます。</li> </ul>

主な 取組	項目1 いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進	
	目標	<p>いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。</p> <p>スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。</p>
	事業 成果	<p>(1) 教育相談の実施 教育相談室4室に心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。 教育相談来室件数 【令和元年度】2,347件 【令和2年度】2,624件 【令和3年度】2,808件</p> <p>(2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。小中学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。 スクールソーシャルワーカーの支援者数 【令和元年度】小学生282人 中学生255人 【令和2年度】小学生286人 中学生294人 【令和3年度】小学生267人 中学生269人</p> <p>(3) 研修会等の実施 若手教員研修会において、いじめ防止をテーマにした内容を実施し、いじめの未然防止に向けた教員の役割について理解を深めた。 全校のいじめ対策推進教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料」を作成し、学校に周知した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。</p>

今後の取組	<p>引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。</p> <p>平成30年度に開始したスクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問により、学校関係者と緊密に連携を取り、不登校などで困っている児童・生徒を把握し、早期発見・早期対応につなげている。今後も適切な支援を行えるよう各関係機関とより一層連携を図っていく。</p> <p>「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう周知し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。</p> <p>不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校加配教員設置校を中心に、別室対応を推進している学校の取組を取りまとめて区内学校に伝達し、区内別室対応の強化を図る。</p>
所管課	教育指導課、学校教育支援センター
項目2 専門的人材を活用したいじめ問題の解決	
目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
事業成果	<p>令和3年6月からスクールロイヤー制度を導入した。</p> <p>1 委託先 第二東京弁護士会</p> <p>2 令和3年度の実績</p> <p>(1) 相談件数 38案件（延べ62件）</p> <p>(2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（2回）</p> <p>(3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（1回）</p>
今後の取組	令和3年度に引き続き、学校(園)への研修や事例紹介等により、一層の制度活用や情報共有を促進し、教員の意識啓発と対応力向上を図る。
所管課	教育指導課

項目3 不登校児童・生徒への学習機会の充実	
目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。
事業成果	<p>不登校児童・生徒の社会的自立と学校復帰を支援するため、適応指導教室（小学生対象:フリーマインド・中学生対象:トライ）を運営している。在籍する児童・生徒への、学習面の支援と学校への復帰の支援および将来的な自立に向けた支援を継続して行っている。</p> <p>登録者数  【令和元年度】フリーマインド129人 トライ295人  【令和2年度】フリーマインド119人 トライ262人  【令和3年度】フリーマインド153人(※1) トライ278人(※2)  ※1 うち上石神井フリーマインド31人  ※2 うち上石神井トライ48人</p> <p>令和3年3月より上石神井において、適応指導教室を委託により開始した。</p> <p>平成30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童・生徒の個別学習支援等を委託実施している。また、令和元年度から対象を18歳まで拡大した。</p> <p>登録者数  【令和元年度】21人（小学生11人 中学生10人）  20人（15歳～18歳）  【令和2年度】17人（小学生9人 中学生8人）  23人（15歳～18歳）  【令和3年度】23人（小学生12人 中学生11人）  18人（15歳～18歳）</p>
主な取組	<p>平成27年度から不登校の児童・生徒に対して、自立した生活を送れるようにするため、居場所を設けている。生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行っている。（居場所支援事業）</p> <p>登録者数  【令和元年度】18人（小学生11人 中学生7人）  【令和2年度】20人（小学生9人 中学生11人）  【令和3年度】14人（小学生8人 中学生6人）</p> <p>令和3年3月より上石神井において、居場所事業を委託により、開始した。</p>
今後の取組	<p>令和3年3月、上石神井において、適応指導教室・居場所支援事業を委託により開始した。現在、民間施設の借上げにより行っているが、令和5年以降、公共施設の跡施設に移転を検討する。また、児童・生徒用タブレットパソコン等を利用して、不登校児童・生徒に対し、オンライン相談や新たに配置する学習指導協力員による学習支援を行う。</p>
所管課	学校教育支援センター

項目4 不登校実態調査の実施	
目標	令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
事業成果	令和3年度実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校生徒追跡調査（一次調査）の実施（アンケート調査）</li> <li>・不登校生徒追跡調査（二次調査）の実施（追加アンケート調査およびインタビュー調査）</li> <li>・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施</li> </ul>
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の不登校児童・生徒支援事業に関する調査の実施</li> <li>・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施</li> <li>・学校状況調査の実施</li> <li>・調査経緯の分析・まとめ・報告</li> </ul>
所管課	教育指導課、学校教育支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーが地区ごとに意見交換会を行い、関係を構築することで、児童・生徒へのより良い支援に結びつくと思う。</li> <li>○ 関係機関の連携、スクールロイヤー等の専門人材の活用を推進して、いじめの未然防止や早期解決のため、引続き努めてほしい。</li> <li>○ 不登校対策のために多角的に取り組んでいることは評価できる。一方で、不登校児童・生徒は増加傾向にあるため、今後も、校内フリースクールの設置等、子どもたちのニーズに応えた効果的な取組を推進してほしい。</li> <li>○ 新たに上石神井に適応指導教室および居場所支援事業が開始したことで、利便性が向上した。今後は、少しでも多くの不登校児童・生徒の居場所になることを期待する。</li> <li>○ 不登校問題は根本的な解決法が定まらないため、学校現場で児童・生徒と接する教員には負担がかかっている。今後は、不登校生徒追跡調査等の結果を踏まえて相応しい企画を立ててほしい。</li> <li>○ 不登校の要因として、「無気力・不安」が多い。その気持ちを上回るような「登校を楽しみにできる学校」を目指してほしい。</li> </ul>
-----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>昨年度の主な意見に取組んでいる今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関との連携を取りやすくするために、子ども家庭支援センターの開催する地域ネットワーク会議へ地区の担当のスクールソーシャルワーカーが出席することで、顔の見える関係を保ち、より良い支援に繋げていく。</li> <li>○ 令和4年度の研修では、学校(園)と地区担当弁護士による事例検討のグループワークを行うことで、いじめをはじめとした様々な相談事例や、初期対応におけるノウハウ等を共有するとともに、スクールロイヤーと学校の関係構築を図った。また、学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」は、発行回数を年3回に拡大し、相談事例や対応例を閲覧できる事例集として蓄積していく。</li> <li>○ スクールロイヤー制度の更なる活用を促進することで、暴力行為やいじめ問題、事故など、学校(園)における諸問題の対応を、迅速かつ適切に行えるよう取り組んでいく。</li> <li>○ 新たに上石神井の適応指導教室を開始したことにより、周辺地域の不登校児童・生徒の潜在的なニーズに 대응しており、令和4年度はさらに登録者の増加が見込まれている。今後も、不登校児童・生徒に対して、心の安定を図るための相談活動や一人ひとりが希望する学習活動等を通して、居場所となるよう努めていく。</li> <li>○ 令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施している。これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにするとともに、令和5年度を目途に不登校対策方針の改定を検討する。</li> <li>○ 若手教員研修会において、不登校の未然防止および初期対応における外部機関との連携をテーマにした内容を実施し、不登校の未然防止および初期対応に向けた教員の役割について理解を深めている。</li> <li>○ 不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、情報共有を図る。また、練馬区不登校対策パンフレット等を活用し、魅力あるよりよい学校づくりに向けた教員の役割について理解を深めている。</li> </ul>
------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不登校児童・生徒に対するICT機器の活用を推進してほしい。一方で、好事例を参考に、登校しやすい環境づくりにも、引き続き取り組んでほしい。</li> <li>○ 子どもたちの自尊感情、他者への思いやり、人権感覚が成長していくような社会的学習を引き続き実施してほしい。不登校問題については、一律的な対策ではなく個別に向き合う、あるいはグループ的な学習による居場所づくりを目指してほしい。家族と向き合い、支援する方向も考えてほしい。</li> <li>○ スクールロイヤー制度の導入により、教員が専門的な分野を任せたり、聞いたりすることで負担も減り、問題解決の糸口ができた。スクールロイヤーだよりでの事例集も教員にとって心強いものになると思う。</li> <li>○ 民間のフリースクールの導入や連携も含め、不登校の子どもが、学校復帰を目指さなくても、どこかで学習できる多様な学習機会の創設を検討してほしい。</li> <li>○ 不登校の実態把握の調査とその活用に期待する。</li> </ul>

重点施策	3-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	
	概要	<p>○ 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあつた生活支援や学習支援を行います。</p> <p>○ 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。</p>

項目1 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施		
目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。	
事業成果	<p>(1) 学習支援          経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中3勉強会」を、福祉部と連携して行っている。  <b>【令和元年度】</b>          実施会場7か所、利用者279人、修了者259人、うち進路決定者259人  <b>【令和2年度】</b>          実施会場7か所、利用者221人、修了者212人、うち進路決定者212人  <b>【令和3年度】</b>          実施会場7か所、利用者265人、修了者245人、うち進路決定者245人</p> <p>(2) 経済的支援          就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。  <b>【令和元年度】</b>          小学校 要保護者 438人 (1.32%) 準要保護者 4,228人 (12.71%)          中学校 要保護者 292人 (2.23%) 準要保護者 2,482人 (18.98%)          小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 279人  <b>【令和2年度】</b>          小学校 要保護者 379人 (1.13%) 準要保護者 4,096人 (12.24%)          中学校 要保護者 281人 (2.13%) 準要保護者 2,398人 (18.17%)          小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 323人  <b>【令和3年度】</b>          小学校 要保護者 334人 (0.99%) 準要保護者 3,862人 (11.50%)          中学校 要保護者 257人 (1.90%) 準要保護者 2,311人 (17.06%)          小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 324人          ※ ( ) 内は全児童・生徒数に対する割合</p>	
主な取組	<p>令和元年度から週2回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。</p> <p>就学援助制度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給対象月の拡充、周知回数が増を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に対応を行っていく。</p>	
所管課	学務課、学校教育支援センター	

項目2 外国人児童・生徒とその家庭への支援	
目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実する。
事業成果	<p>(1) 入学意思等の確認            新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した(延べ人数)。また、各通知を多言語化して送付した。</p> <p>【令和元年度】入学確認通知 新小学1年生129名 新中学1年生57名            就学先確認通知 40名</p> <p>【令和2年度】入学確認通知 新小学1年生124名 新中学1年生67名            就学先確認通知 40名</p> <p>【令和3年度】入学確認通知 新小学1年生138名 新中学1年生105名            就学先確認通知 118名</p> <p>(2) 日本語指導の実施            日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小中学校に日本語等指導講師を派遣し、日本語指導を行った。</p> <p>【日本語指導を受けた児童・生徒】</p> <p>令和元年度 小学校29校 58名 中学校17校 31名 計46校 89名            令和2年度 小学校43校 95名 中学校18校 26名 計61校 121名            令和3年度 小学校38校 75名 中学校15校 21名 計53校 96名</p> <p>※関連事業 こども日本語教室(地域文化部地域振興課事業推進係)</p>
今後の取組	<p>通知の送付回数を増やし、引き続き区立学校への入学意思の確認、就学先の把握に努める。</p> <p>日本語等指導講師と児童・生徒とのマッチングの精度向上を図る。</p> <p>日本語指導終了後の支援について検討する。</p>
所管課	学務課、教育指導課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭環境に関わらず、教育の機会均等を図るために、学習支援事業および就学援助制度を推進してほしい。特に、ヤングケアラーの実態を掌握し、対応してほしい。</li> <li>○ 福祉や保健等の関係機関とのつながりを強化し、要支援家庭の把握に努めてほしい。</li> <li>○ 親の事情により満足な食が与えられない子どもたちがいる。恒常的に困窮する子どもたちを支援するために、配食等の方法が考えられる。</li> <li>○ 外国人児童・生徒のための日本語指導や学校案内の多言語化は必要な視点である。今後も、外国人児童・生徒が教育を適切に受けられる取組を推進してほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就学援助制度の周知は区報、区ホームページの他、保護者に対しては、学期ごとに学校から就学援助制度のお知らせを配付するなど周知の強化に努めている。引き続き適正に就学援助制度を運営していく。</li> <li>○ 「中3勉強会」利用生徒および保護者にアンケートを実施した。利用者の全てが進学し、そのほとんどが、入学後休まずに進学先に通っていると回答している。また、中3勉強会に参加したことで、「勉強する習慣ができた」、「苦手科目が減り、前よりできるようになった」、「受験（受検）に役に立った」とのご意見をいただいた。引き続き、生徒一人ひとりに適した丁寧な学習支援を行い、学習意欲を引き起こし、全員が進路を決定できるよう、福祉部と連携しながら実施していく。</li> <li>○ 区立学校への入学意思を確認する通知は多言語化し、外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう取り組んでいる。</li> <li>○ 日本語指導終了後の児童・生徒の習得状態をより詳細に把握し、支援の充実を検討していく。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「中3勉強会」の修了者が毎年全員進路決定をしている実績は、評価できる。中1、中2生への拡大を検討するとともに、子どもたちの教育が平等に支援できる体制づくりを引き続き行ってほしい。</li> <li>○ ヤングケアラーの調査結果に基づき、適切な支援を進めてほしい。外国籍、母国語が異なる子どもたちの増加について、専任の人材を配置し、福祉、教育、保健など多岐に渡る分野の横断的な検討のもと、対策に取り組んでほしい。</li> <li>○ 外国人も含め、様々な家庭環境で育つ子どもたちに、多種多様な支援を行い、成果を上げていることは評価できる。支援活動の中で、スクールソーシャルワーカーの存在も大きいと感じる。様々な役割の大人が一人一人の子どもと関わっていく体制を、今後も継続して行ってほしい。</li> </ul>



3-③ 障害のある子どもたちなどへの支援	
重点施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。</li> <li>○ ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。</li> <li>○ 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。</li> </ul>

項目1 障害理解への取組の充実	
目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。
事業成果	<p>(1) 副籍交流の実施 知的障害学級と通常の学級間での交流や副籍交流においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、交流内容に一部制約が生じた。しかしながら、知的障害学級と通常の学級間においては、学校行事や休み時間等での交流を行った。 また、副籍交流においては、感染症対策を講じながら、学習発表会や授業の見学等を行った。また、オンラインでのボッチャ大会交流、展覧会での作品掲示、児童・生徒の自己紹介をまとめたプロフィールカード等のお便り交換を行うなど、コロナ禍でありながらも工夫しながら交流の充実を図ることができた。 さらに、副籍事例集を作成し、区ホームページの掲載や学校への周知を行うことによって、児童・生徒や教員・保護者に対して、副籍交流制度の理解向上を図った。</p> <p>(2) 研修会の実施 【令和元年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和2年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間1回実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響で年間2回の実施を予定していたが第1回を中止とした。 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和3年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。</p>
今後の取組	引き続き、ICT機器を活用するなど交流学习と副籍交流および特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解のための教育を推進していく。
所管課	学務課、教育指導課

主な取組

項目2 ICTを活用した学習支援の推進	
目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。
事業成果	<p>教室のICT環境の整備とあわせ、子どもたちに一人一台、タブレット端末の配付を完了した。</p> <p>【令和2年度】 区立小中学校の特別支援教室等に教室ICT機器を配備した。 区立小中学校の全ての児童生徒に、一人一台タブレット端末を配付した。</p> <p>【令和3年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。</p>
今後の取組	ICTを活用した指導方法について、教員の専門性向上を図る。また、特別支援教育に効果的なデジタル教材等の導入を検討する。
所管課	教育施策課、教育指導課
項目3 医療的ケア児支援体制の充実	
目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。
事業成果	<p>平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、たんの吸引や経管栄養、導尿の医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等に通えるよう、区では国に先行して医療的ケア児への支援充実を図った。</p> <p>令和2年度からは血糖値測定やインスリン注射を必要とする医療的ケア児への処置をモデル事業として実施している。</p> <p>令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和4年度末の新支援方針策定を目指し、検討を開始した。また、訪問看護ステーションとの協働による支援体制を確立した。</p> <p>【医療的ケアが必要な児童の受入実績】 令和元年度 小学校6校、学童クラブ3館、保育園1園 合計10名 令和2年度 小学校10校、学童クラブ4館、保育園4園 合計18名 令和3年度 小学校5校、中学校2校、学童クラブ5館、保育園3園 幼稚園2園 合計18名</p>
今後の取組	<p>令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和4年度末に新支援方針策定し、令和5年度から保護者ニーズ等を踏まえた支援の拡充を図る。</p> <p>医療的ケア児が安心して通園できるよう、近隣保育園が受入園をフォローできる体制を構築する。</p>
所管課	学務課、子育て支援課、保育課

主な取組

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コロナ禍で制約がある中でも、Zoomを使用したオンラインでの交流を図ったり、副籍交流を積極的に行っていることが伺えた。今後は保護者も交流できるように周知する機会を増やしてほしい。</li> <li>○ 障害理解のために副籍交流や研修会の実施、ICTを活用した学習支援、医療的ケア児支援体制の充実等、効果的な取組が行われている。</li> <li>○ 就学相談の改善、校内外の支援体制の整備、教員の専門性の向上等、効果的な取組を引き続き推進し、特別支援教育の一層の充実を図ってほしい。</li> <li>○ ICT環境が整備され、タブレットを利用した学習が可能となった。今後はアプリ等の教材を的確に用意してほしい。</li> <li>○ 国に先行して医療的ケア児への受入れ児童数が毎年増えていることは評価できる。引き続き拡大してほしい。</li> <li>○ 障害のある子どもを持つ保護者の困りごとを聞く機会を増やしてほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 副籍交流について、引き続きコロナ禍においても効果的に交流を実施できるよう、今後も取り組んでいく。また、必要に応じて保護者も交流に参加できるよう、特別支援学校での交流教育連絡会等を通じて周知を図っていく。</li> <li>○ 外部講師を招き、特別支援教育に関する研修を継続的に実施し、教員の専門性向上を図っていく。</li> <li>○ 文部科学省が進めている実証事業に参加し、デジタル教科書による教育効果の検証を行っている。今後、国や都の動向を踏まえ、練馬区におけるデジタル教科書の導入を検討する。</li> <li>○ 医療的ケア児の支援については、令和4年度に新支援方針を策定するため、保護者アンケートを実施した。令和5年度から保護者ニーズ等を踏まえた支援を拡充する。医療的ケア児が安全で安心して過ごせる環境整備にも取り組む。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある子どもが将来、少しでも自立して生活できるような環境の整備に尽力してほしい。具体的には、中3で行われる進路指導で、教員が保護者や生徒に、就職に関する情報を積極的に提示して、障害のある子どもでも、自分が何をできるのかを検討する機会を与えてほしい。</li> <li>○ 副籍制度で、通学区域学校へ登校が実現できた子どもたちの体験、事例を可能な限り報告して、ほかの子どもたち、保護者たちに知らせてほしい。</li> <li>○ ICT機器を活用した副籍交流の更なる拡充を期待する。</li> <li>○ 医療的ケア児への支援は高く評価できる。医療的ケア児に限られた施設でなく近隣の地域の施設に通えるように、引き続き保護者のニーズを踏まえた拡充を期待する。</li> </ul>

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点施策	1-① 相談支援体制の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまびよびよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。</li> <li>○ 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。</li> </ul>

主な取組	項目1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充	
	目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまびよびよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。 おひさまびよびよ利用実績 【令和元年度】 22,504人 7か所 【令和2年度】 21,670人 7か所 【令和3年度】 23,592人 7か所</li> <li>○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば（にこにこ）に相談員を配置した。 【令和元年度】 検討 【令和2年度】 2か所配置 【令和3年度】 2か所配置（新規配置なし）</li> </ul>
	今後の取組	令和5年度におひさまびよびよを新規開設し、相談員を配置する。引き続き「にこにこ」に相談員を配置するなど、相談場所の拡充を図っていく。
	所管課	子育て支援課、子ども家庭支援センター
	項目2 オンラインによる相談と情報発信の充実	
	目標	自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年5月より、子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用したオンラインひろばを開始した。 【令和2年度】 109回実施 延べ1,096人参加 【令和3年度】 191回実施 延べ2,284人参加</li> <li>○ 令和2年度・3年度に、web会議システムを活用したオンラインこどもカフェを実施した。 【令和2年度】 全8回開催 親子延べ20組参加 【令和3年度】 全8回開催 親子延べ29組参加</li> </ul>
	今後の取組	引き続きオンラインひろばを実施し、令和4年度からは6か所の保健相談所とコラボ講座を実施するなど内容の充実に取り組む。
	所管課	こども施策企画課、子ども家庭支援センター

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育児の孤立化や虐待の防止を目的として、「おひさまびよびよ」や「にこにこ」の実施および相談員の配置を着実にやっている。引続き、相談員を拡充してほしい。</li> <li>○ ネットでのオンライン相談、家族もお馴染みのカフェでの親子の交流や子育て相談等、それぞれの選択でつながる工夫はよい。</li> <li>○ オンラインひろばや練馬こどもカフェ「オンライン版」を実施して、自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるように工夫していることは評価できる。今後も拡充してほしい。</li> <li>○ 練馬こどもカフェ「オンライン版」を開催し、感染症対策を施した上で交流の場を提供していることは評価できる。孤立化しやすい在宅子育て世帯を継続して支援してほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主眼点として取り組んでいる今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度におひさまびよびよを新規開設し、相談員を配置する。また、令和4年度は、新たに2か所の「にこにこ」へ相談員を配置した。今後も引き続き相談員の拡充を行っていく。</li> <li>○ コロナ禍において外出を控えている親子や、遠方で参加するのが難しい親子が、自宅に居ながら気軽に相談や保護者同士の交流ができるよう、引き続きオンラインひろばを実施していく。</li> <li>○ 練馬こどもカフェ「オンライン版」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、練馬こどもカフェが開催できなかった場合の代替処置として実施した。今後も、感染状況を踏まえ、必要に応じて実施する。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てのひろばは、育児への不安や悩みを気軽に話すことができる場所だと思う。悩みが深くなり、他人に話すことができなくなる前に相談員がいることで、すぐに解決したり安心できると考えられる。</li> <li>○ 子育て家庭との相談支援は、学校教育支援センター、子育てのひろばなどの施設で「待つ」体制だけでなく、支援を必要としている家庭に手を差し伸べていく姿勢を大切にしてほしい。</li> <li>○ オンラインひろばも定着していて、実施回数を増やしたことによって着実に参加者が増えていることを評価する。</li> <li>○ 対面やオンラインなど、相談方法の多様化も大切な視点だと思うので、引き続き相談を求める保護者への支援を実施してほしい。</li> </ul>

重点施策	1-② 新しい児童相談体制の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。</li> <li>○ 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。</li> </ul>

主な取組	項目1 都との連携強化	
	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年7月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護、家庭復帰後の親子支援につながるなどの成果が上がった。</li> <li>○ 練馬区虐待対応拠点における都区連携実績 【令和2年度】236件（令和2年7月から令和3年3月まで） 【令和3年度】325件</li> <li>○ 平成29年6月に都と締結した児童相談体制強化についての協定に基づき区の管理職（通年1人、月2回1人）および一般職員（通年2人）の都児童相談センターへの派遣を実施した。</li> <li>○ 令和元年10月から都との協議を踏まえて、都児童相談センターから送致された事案の対応を行っている。 都児童相談センターからの事案送致数の推移 【令和元年度】94件（令和元年10月から令和2年3月まで） 【令和2年度】232件 【令和3年度】341件</li> <li>○ 令和3年8月から、迅速に適切な支援につなげるため、都区共通のチェックリストを用いて虐待通告の初期対応の振り分けを行う新たな取組を開始した。 【令和3年度】43件（令和3年8月から令和4年3月まで）</li> </ul>
	今後の取組	東京都が、令和6年度に（仮称）都立練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置する。児童相談所の設置により、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、都区の緊密な連携を更に深め、支援の必要な家庭に対し、迅速かつ的確な対応を図っていく。
	所管課	子ども家庭支援センター

項目2 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実													
目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談に対してきめ細やかな対応をする。												
事業成果	<p>○ 前年度に引き続き、令和3年度も相談員を5名増員し、児童虐待案件だけでなく、増加する子育ての悩みや養育不安等の相談にも丁寧な対応を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童相談件数</th> <th>職員数（うち相談員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>6,589件</td> <td>53人（34人）</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>7,518件</td> <td>61人（39人）</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>9,532件</td> <td>65人（44人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所OB(児童福祉司・児童心理司)による助言・指導を実施した。</p> <p>○ 施設でのショートステイ事業に加えて、登録家庭による「家庭型子どもショートステイ事業」を令和3年1月から実施した（登録家庭：9家庭）。</p> <p>○ 児童相談業務における、対面による新型コロナウイルス感染の懸念の解消策として、ビデオ通話システムを活用することで、直接会わずに保護者との面談や児童の安否確認ができる環境を整備した。</p> <p>○ 初期対応の振り分けや児童相談所からの事案送致で急増している面前DVに担当する係を新設した。</p>		児童相談件数	職員数（うち相談員）	【令和元年度】	6,589件	53人（34人）	【令和2年度】	7,518件	61人（39人）	【令和3年度】	9,532件	65人（44人）
	児童相談件数	職員数（うち相談員）											
【令和元年度】	6,589件	53人（34人）											
【令和2年度】	7,518件	61人（39人）											
【令和3年度】	9,532件	65人（44人）											
今後の取組	<p>○ 増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談や児童相談所からの事案送致への対応にあたっては、弁護士・医師等からの助言・指導が有効であるため、引き続きスーパーバイザーの活用を図っていく。</p> <p>○ 児童相談業務は訪問等による対面を原則とするが、コロナ禍に応じた取り組みとして、引き続きビデオ通話システムを活用する。</p>												
所管課	子ども家庭支援センター												

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「練馬区虐待対応拠点」を設置して、都区の日常的な情報共有、虐待発生時の合同訪問、一時保護、家庭復帰後の親子支援等、成果を上げていることは評価できる。親子支援の更なる強化に努めてほしい。</li> <li>○ 区独自の虐待対応拠点については良い取組だと思う。今後も一人でも多くの家庭・子どもが救われるように努力してほしい。</li> <li>○ 相談件数の増加に伴い、相談員の増加も図っていることは評価できる。スーパーバイザーからの助言は、相談者や職員にとって心強いものである。引き続き、スーパーバイザーと協働した取組を期待する。</li> <li>○ 子ども家庭支援センターでの相談数の増加実績をみても、確実に対応していることがわかる。コロナ禍のなかで家庭内の混乱、生活不安から起きるDVや虐待等の通報が届きやすくなっているか、ショートステイの対象を生後2ヶ月からとしていることは、それほどセンターの働きが必要とされているということだろう。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 練馬区虐待対応拠点の設置によって都区の専門職員による日常的な情報共有が可能となり、迅速な一時保護につなげるなど、都区連携は確実に成果を上げている。都区連携のもと親子支援の更なる強化に努めていく。</li> <li>○ スーパーバイザーの助言・指導により体制強化が図られている。</li> <li>○ 今後も都からの事案送致数の増加が予測され、増加する児童相談に対応するため、区子ども家庭支援センターの体制強化と都児童相談センターとの連携をさらに深める。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都と共同で設置した「練馬区虐待対応拠点」により、都区の連携が強まり、成果をあげていることを評価する。東京都練馬児童相談所（仮称）を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置することで、児童虐待への対応の充実・強化につながることを大いに期待する。今後は、相談に来ない保護者の発見などにも力を入れ、子どもたちが安心して生活できる仕組みづくりを検討してほしい。</li> <li>○ 児童相談の事例においては、当事者の子どもとその保護者へのアプローチを常に視野に入れて、親たちの生育環境、子どもへの向き合い方などその背景への配慮が大切である。都区職員の直接的な相互連携を期待する。また、引き続き、区の専門職員の充実を進めるとともに、継続的なかわりを必要とする事例への支援体制の充実も望む。</li> </ul>



重点施策	1-③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内5か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。</li> <li>○ 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。</li> <li>○ ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。</li> </ul>

主な取組	項目1 発達の不安や障害のある親子支援の充実	
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年4月より5か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始した。</li> <li>【令和元年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施</li> <li>【令和2年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施</li> <li>【令和3年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施</li> <li>○ 令和2年度よりファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。</li> </ul>
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度からは「のびのびひろば」の実施回数を増やし、5施設全てで月2回実施している。</li> <li>○ 引き続き、障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業における軽度障害児の受入れを実施する。</li> </ul>
	所管課	子ども家庭支援センター
	項目2 障害児保育の充実	
	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認可保育所に対して、専門の指導員による巡回指導を実施した。なお、私立保育所への巡回指導は令和3年度から開始している。</li> <li>【令和元年度】区立保育所巡回指導回数 174回</li> <li>【令和2年度】区立保育所巡回指導回数 118回</li> <li>【令和3年度】区立保育所巡回指導回数 171回</li> <li>私立保育所巡回指導回数 179回</li> <li>○ 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。</li> <li>【令和元年度】10件 受講者数668名</li> <li>【令和2年度】3件 受講者数191名</li> <li>【令和3年度】7件 受講者数588名</li> </ul>
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、巡回指導を実施するとともに、区内全ての保育施設職員向けに研修を実施していく。</li> <li>○ 私立保育所に対して、説明会や施設訪問を行い、巡回指導以外にも障害児について相談できる機会を設け、受入れに繋げていく。</li> </ul>
	所管課	保育課

項目3 ひとり親家庭等への支援	
目標	ひとり親家庭等に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
主な取組	<p>【令和元年度末現在】</p> <p>支給対象児童数  児童扶養手当 5,318人  児童育成手当 7,528人</p> <p>対象世帯・受給者数  ひとり親家庭等医療費助成 3,194世帯 4,566人</p> <p>【令和2年度末現在】</p> <p>支給対象児童数  児童扶養手当 5,055人  児童育成手当 7,275人</p> <p>対象世帯・受給者数  ひとり親家庭等医療費助成 3,087世帯 4,408人</p> <p>【令和3年度末現在】</p> <p>支給対象児童数  児童扶養手当 4,720人  児童育成手当 7,019人</p> <p>対象世帯・受給者数  ひとり親家庭等医療費助成 2,911世帯 4,111人</p>
今後の取組	生活福祉課ひとり親家庭支援係との連携を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。
所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達の不安や障害のある親子支援、障害児保育、ひとり親家庭等、支援が必要な子どもたちと家庭への取組を、継続的に充実させている。引き続き、保護者が身近に相談できる場所の提供等に取り組んでほしい。</li> <li>○ ファミリーサポート事業に軽度障害児受入れを開始したことで、保護者の負担の軽減につながっていると考えられる。今後の成果を期待する。支援すべき子どもたちやその家族との信頼関係の構築に努めてほしい。</li> <li>○ また、ひとり親家庭以外でも、家族の疾病等による経済的困窮も考えられるため、多面的な支援を検討してほしい。</li> <li>○ ニーズの把握と要支援家庭を見逃すことがないように、体制を強化してほしい。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こども発達支援センターと連携のうえ、発達に不安のある親子を対象とした「のびのびひろば」を実施し、孤立化を防止するほか、必要な支援につなげていく。</li> <li>○ ファミリーサポート援助会員に対し障害児研修を継続して実施し、軽度障害児受入れの担い手を確保する。</li> <li>○ 保育施設に対する巡回指導や説明会、施設訪問を実施し、障害のある子どもたちが安心して園生活を送れるよう支援するとともに、障害児の受入拡大を図っていく。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活福祉課ひとり親家庭支援係との連携を図り、引き続きひとり親家庭への支援に取り組むとともに、障害のある家族がいる家庭への手当や医療費助成の周知に取り組んでいく。</li> </ul>

点検・評価欄	評価	特記事項
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親子が自由に遊べる「のびのびひろば」に加えて、親と離れて過ごせる通所施設の開所を検討してほしい。親がレスパイトできる時間の確保により、虐待の防止につながると考えられる。</li> <li>○ ヤングケアラーの実態調査から、支援のニーズがみえてきたのは評価できる。当事者が困難なことで受け止めずに家族間で努力していることもみえてきたが、本来は学業の遅れを取り戻し、進路への支援を受けるべきであり、専任の支援者を配置して丁寧に対応していく必要がある。</li> <li>○ 障害児保育のサービス向上のために、私立保育所への巡回指導を開始したことは評価できる。障害も多種多様になってきている。区内すべての保育職員向けの研修を進めるなど、引き続き障害について学ぶ機会を作るよう努めてほしい。</li> <li>○ ひとり親家庭が求める支援は多様であると思われるが、引き続き児童扶養手当の支給等経済的な支援を行うとともに、情報の支援、子育て上の支援などは、福祉部などと引き続き連携し、対応してほしい。</li> </ul>

## 2 子どもの教育・保育の充実

重点施策	2-① 家庭での子育て支援サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックス出来る場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。</li> <li>○ 親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまびよびよ」を増設します。</li> <li>○ 子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。</li> </ul>

主な取組	項目1 練馬こどもカフェの拡充													
	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。												
	事業成果	<p>令和元年度に事業を開始。民間のカフェ等と協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大する。</p> <p>【令和元年度】3か所 全40回開催 親子延べ171組参加          (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月は開催中止)</p> <p>【令和2年度】5か所 全25回開催 親子延べ93組参加          (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4～6月および令和3年1月～3月21日は開催中止)</p> <p>※この他オンライン版を全8回開催 親子延べ20組参加</p> <p>【令和3年度】6か所 全60回開催 親子延べ188組参加          ※この他オンライン版を全8回開催 親子延べ29組参加</p>												
	今後の取組	令和4年度は新たに1か所開始するとともに、自主運営型練馬こどもカフェの試行・検証を行っていく。												
	所管課	こども施策企画課												
	項目2 子育てのひろばの増設													
	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てのできる環境を整備する。												
	事業成果	<p>0～3歳の乳幼児親子が自由に来室する子育てのひろばや、公園で自然と触れ合う「おひさまびよびよ」を整備している。</p> <p>子育てのひろばおよび「おひさまびよびよ」の設置状況（各年度末時点）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>子育てのひろば</th> <th>おひさまびよびよ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>公設 11か所／民設 16か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>公設 11か所／民設 16か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>公設 11か所／民設 15か所</td> <td>7か所</td> </tr> </tbody> </table>		子育てのひろば	おひさまびよびよ	【令和元年度】	公設 11か所／民設 16か所	7か所	【令和2年度】	公設 11か所／民設 16か所	7か所	【令和3年度】	公設 11か所／民設 15か所	7か所
		子育てのひろば	おひさまびよびよ											
	【令和元年度】	公設 11か所／民設 16か所	7か所											
【令和2年度】	公設 11か所／民設 16か所	7か所												
【令和3年度】	公設 11か所／民設 15か所	7か所												
今後の取組	令和4年度は、新たに民設子育てのひろばを開設している。引き続き子育てのひろばと「おひさまびよびよ」の拡充に取り組んでいく。													
所管課	子ども家庭支援センター													

項目3 公園等を活用した外遊びの取組	
目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。
主な取組 事業成果	区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【令和元年度】参加者数 16,125人 【令和2年度】参加者数 12,895人 【令和3年度】参加者数 14,602人
今後の取組	引き続き、外遊びの場の提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成長を支援する。
所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各サービスの利用が困難と思われる多胎児家族や保護者が疾病の家庭等に向けた支援について、アウトリーチはどうか検討してほしい。</li> <li>○ 練馬こどもカフェ、子育てのひろば、おひさまびよびよ、公園等を活用した外遊びの取組は、保護者の交流および子どもの心身の発達や社会性を育むために重要である。引続き充実させてほしい。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病気や多胎児家族を抱える等を理由に、サービスを利用できない保護者に対しては、相談員がアウトリーチによる相談支援を実施するとともに、関係機関が実施するサービスに繋げていく。</li> <li>○ 店舗自ら子育て講座等を行う、自主運営型の練馬こどもカフェを試行・実施する。</li> <li>○ 引き続き、練馬こどもカフェ、子育てのひろば、おひさまびよびよ、公園等を活用した外遊びの取組を拡充する。</li> </ul>

評価	特記事項
点検・評価欄  2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 練馬こどもカフェの取組は、若い保護者の子育て支援にとっても役立っていると思う。ぜひ、検証し効果が認められれば、いろいろな個所に設置してほしい。</li> <li>○ 未就園児を育てている家庭に向けて、区内各地の子育てのひろば、おひさまびよびよ、練馬こどもカフェ、さらにオンラインによる個別相談など、様々な事業が充実している。</li> <li>○ 練馬こどもカフェの開催数が増えたことにより、参加者数もコロナ前に戻りつつある。講師を依頼すると回数に制限がかかる。子育て講座がなくても、保護者同士の交流を図る場として、月1回のペースでなく、週1回の開催となるよう進めてほしい。</li> <li>○ 外遊び体験では、子どもたちが外遊びをしたいときにいつでもできる環境作りに取り組むとともに、子どもだけでも参加できる場の提供を引き続き検討してほしい。</li> </ul>

重点施策	2-② 練馬こども園の充実	
	概要	○ 幼稚園において、通年で9時間から11時間の預かり保育や0～2歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。

主な取組	項目1 練馬こども園の拡大	
	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度には、新たな仕組みとして短時間型（9時間以上11時間未満）および低年齢型（0～2歳）を創設した。 【令和元年度】 認定園数：20園（定員：1,429名） 新規認定：4園（標準型1園、短時間型1園、低年齢型2園（うち1園は、標準型として既に認定している園と重複）） 【令和2年度】 認定園数：22園（定員：1,569名） 新規認定：2園（標準型1園、短時間型1園） 【令和3年度】 認定園数：25園（定員：1,689名） 新規認定：3園（短時間型2園、低年齢型1園（標準型として既に認定している園と重複））
	今後の取組	引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。
	所管課	こども施策企画課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 練馬こども園が毎年確実に増えていること、短時間型保育や低年齢型を導入していることから、待機児童ゼロを目指してきた努力がみられる。引き続き、保護者の要望に寄添いながら保育の質の向上にも努めてほしい。</li> <li>○ 幼稚園の機能を持ちながら教育時間の前後の預かり保育制度が充実してきた、保護者が安心して一定時間まで働くことができる練馬こども園の存在は大きい。練馬区の子育て支援の充実を担っていると見える。今後は、地域に標準化して練馬こども園が開設されていくことも大切である。</li> <li>○ 練馬こども園の認定園や定員の拡大および保護者の希望に応じた教育・保育サービスの提供が計画的、継続的に行われている。</li> <li>○ 適切な教育・保育サービスがなされるように支援を強化してほしい。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、練馬こども園の拡大を図り、子どもの教育・保育サービスが選択できるようにする。</li> <li>○ 幼稚園教諭が保育園での保育活動に参加するなど、区の仲介（橋渡し）による交流事業を通じて、各園の職員の資質・能力の向上に努めている。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定園と定員の拡充が進んでいることは評価できる。それに伴い保育士が増加する中で、保護者や子どもたちに寄り添えるよう、保育の質の向上にさらに力を注ぐとともに、安全対策の強化にも努めてほしい。</li> <li>○ 働く保護者たちのニーズにあわせて、長時間の預かり保育が可能となる練馬こども園をさらに充実させることが望まれる。</li> <li>○ 男女平等に働くことが求められている中で、練馬こども園の充実は今後ますます必要になると思う。練馬区の保護者や子どもたちのためにもぜひ事業の充実を目指してほしい。</li> </ul>

重点施策	2-③ 保育サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。</li> <li>○ 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。</li> <li>○ 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。</li> </ul>

主な取組	項目1 保育施設の定員拡大	
	目標	認可保育所198所（定員16,570名）
	事業成果	<p>保育施設の新規整備による定員拡大等を行った結果、2年連続で待機児童ゼロを達成した。</p> <p>【令和2年4月1日現在】 認可保育所 181所（定員15,601名） 待機児童数 11名</p> <p>【令和3年4月1日現在】 認可保育所 190所（定員16,218名） 待機児童数 0名</p> <p>【令和4年4月1日現在】 認可保育所 197所（定員16,780名） 待機児童数 0名</p>
	今後の取組	待機児童ゼロを継続できるよう、令和5年4月に向けて、認可保育所9か所、410名の定員拡大を図る。
	所管課	保育課
	項目2 窓口や保育施設のICT化の推進	
	目標	ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 区立保育所（委託園）におけるICTの導入推進
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。また、保育課窓口のweb予約や入園申込の手続き案内動画の配信を行った。</li> <li>○ 令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。導入初日だけで延べ1,200人以上の利用があった。</li> <li>○ 令和2年度に区立委託園（1園）でICT（登降園時刻の管理、連絡帳、お便り、身体計測記録、保育日誌等の事務をデジタル化するシステム）の試行導入を開始した。</li> <li>○ 令和3年度に区立委託園（20園）でICTを導入した。</li> </ul>
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、“保活”の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。</li> <li>○ 区立委託園（残りの7園）および区立直営園へのICT導入を進める。</li> <li>○ 新設する私立認可保育所に加え、ICT未導入の既存保育施設に対する導入費用の補助制度を活用し、ICT導入の働きかけを強化する。</li> </ul>
	所管課	保育課、保育計画調整課



項目3 保育サービス水準の向上	
目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。
主な取組 事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行った。 【令和元年度】 区立保育園 18件 私立保育所等 26件 【令和2年度】 区立保育園 20件 私立保育所等 48件 【令和3年度】 区立保育園 22件 私立保育所等 50件</li> <li>○ 区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行った。 【令和元年度】 私立保育所等 270施設 402回 区立委託園 22園 368回 【令和2年度】 私立保育所等 272施設 272回 区立委託園 24園 536回 【令和3年度】 私立保育所等 284施設 327回 区立委託園 26園 549回</li> <li>○ 全ての区内保育施設職員向けに研修を実施した。 【令和2年度】 22回 受講者数1,302名 【令和3年度】 36回 受講者数2,590名</li> <li>○ 東京都指定キャリアアップ研修を令和4年度から練馬区で実施するための検討を行った。</li> </ul>
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や巡回支援を行う。</li> <li>○ 区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくとともに、職員の処遇改善に繋がる東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で実施する。</li> </ul>
所管課	保育課、保育計画調整課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機児童ゼロの達成、諸手続きのICT化の拡充、第三者評価の促進は評価できる。引続き、第三者評価受審促進と保育サービス推進を強化してほしい。</li> <li>○ 窓口対応の省力化によって得られたゆとりを保育の充実に向けていくことが期待される。</li> <li>○ ICT未導入の保育施設への早期導入に努めてほしい。</li> <li>○ 保育所増加、保育士増員に伴い、保育士の東京都指定キャリアアップ研修の実施に向けて早期対応してほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行うなど、保育サービス水準の向上に努める。</li> <li>○ 窓口来庁者数は減ったものの、郵送で提出された申請書類に不備が多い。入園選考の簡素化を検討するとともに、オンライン申請へのシフトを促し、申請の不備を減らしていく。</li> <li>○ 新設する私立認可保育所に加え、既存のICT未導入の保育施設に対し、導入事例等を紹介した冊子「What's Hoiku ICT?」の配布および導入費用の補助制度を活用し、ICT導入の働きかけを強化する。</li> <li>○ 令和4年度から東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で実施する。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機児童数ゼロが続いていることは大変評価できる。一方で、入園希望者が減少に転じた時の対応も検討しておいてほしい。今後は保育環境、多様な子どもたちの受け入れ、充実が期待される。空き教室があれば、地域のために活用してほしい。</li> <li>○ 「保育指数シミュレーション」機能の追加は、子育て世代の保護者にとって、手続きの不便さを解消したよい取り組みである。ICTの導入により保育士の事務作業が減ったことで、子どもと向き合える時間のさらなる確保が可能となり、保育の質の向上が期待される。</li> <li>○ 保活の入り口から入園後までの全ての手続きを、区役所に行かずに行える仕組みづくりを進めるなど、意欲的な取り組みを評価する。一方で、実際に保育園に見学に行ったり説明を直接聞きたい保護者もいるので、引き続き対面での相談もできるよう配慮してほしい。</li> </ul>

### 3 子どもの居場所と成長環境の充実

重点 施策	3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり	
	概要	○ 学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

主な 取組	項目1 ねりっこクラブの拡大	
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
	事業 成果	<p>【令和2年4月1日現在】 実施校数 27校（新規実施8校：仲町小、練馬小、光が丘春の風小、光が丘秋の陽小、石神井東小、大泉第三小、大泉学園緑小、八坂小）</p> <p>【令和3年4月1日現在】 実施校数 37校（新規実施10校：開進第一小、開進第二小、開進第四小、練馬第二小、練馬東小、旭町小、下石神井小、大泉第一小、大泉第六小、大泉南小）</p> <p>【令和4年4月1日現在】 実施校数 45校（新規実施8校：豊玉第二小、中村小、北町小、光が丘夏の雲小、石神井西小、大泉小、大泉東小、大泉北小）</p> <p>&lt;その他&gt; ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実施した。</p>
	今後の 取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育園待機児童ゼロを目指しながら、学齢期における学童クラブの待機児童ゼロを目指して、放課後居場所事業も早期から計画的に進めてきたことが伺える。</li> <li>○ 子どもたちの安全で楽しい放課後の居場所を充実させるために、ねりっこクラブの拡大やねりっこプラスの実施を推進していることは評価できる。引き続き、拡充を進めてほしい。</li> <li>○ 教員と学童クラブ等のスタッフが双方で意見交換できる機会の設定を検討してほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年4月に向けて、新たに7校（南町小、練馬第三小、石神井小、上石神井北小、関町北小、大泉第二小、泉新小）でねりっこクラブ実施の準備を進めている。</li> <li>○ 各ねりっこクラブにおいては、毎月小学校と連絡会議を実施しており、区職員のコーディネーターも参加し事業運営に関する情報共有や意見交換を行っている。一人一人の児童についての教員と職員の情報交換は、学期に一回程度会議を設定、課題のある児童については日常的に様子を話す機会を設けている。 また、学校応援団やPTA、主任児童員や青少年委員など地域の方々にも参加いただき、ねりっこクラブの運営や地域の児童の様子などに関する意見交換を行う運営協議会を、年二回実施している。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの多様な居場所づくりの必要性が高まっている現在、この事業はとても大切なものだと思う。様々な大人の目を見た子どもに関する情報をどのように共有し、子どもの育成に活用できるかについても大切な視点となるので、意見交換会を今後も実施してほしい。</li> <li>○ ねりっこクラブが着実に拡大できていることは評価できる。引き続き推進してほしい。</li> <li>○ 「ねりっこクラブ」や「ねりっこプラス」という取り組みで、学童クラブにおける待機児童ゼロに向けての努力が伺える。小学校との連絡会議、情報交換会、運営協議会を定期的開催し、児童一人ひとりの情報共有を行っていることを評価する。</li> </ul>

重点施策	3-② 児童館機能の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。</li> <li>○ 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。</li> </ul>

主な取組	項目1 乳幼児親子向けの児童館機能の充実	
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置した。 【令和元年度】検討 【令和2年度】2か所配置 【令和3年度】2か所配置（新規配置なし）</li> <li>○ 保健相談所等の子育て関連施設への出前児童館を実施した。 【令和元年度】保健相談所と調整・試行実施 【令和2年度】子育てのひろば「びよびよ」と児童館とでペアをつくり連携を開始 新型コロナウイルス感染拡大防止のため出前児童館の実施は縮小したが、乳幼児親子の居場所を紹介した冊子を児童館が作成し、保健相談所と「びよびよ」にて利用者へ配布 【令和3年度】4か所の保健相談所で、計22回の出前児童館を実施 子育て応援パンフレットをリニューアルし、各児童館・児童室で配布</li> </ul>
	今後の取組	児童館と地域の子育て関連施設の連携を強化し、児童館が身近な子育て支援施設であることをPRしていく。
	所管課	子育て支援課
	項目2 中高生居場所づくり事業の充実	
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中高生の居場所と自己実現の場として平成18年度に開始した事業で、平成28年度からは全児童館で実施し、交流や音楽活動等を行っている。</li> <li>○ 令和元年度から、皆で食べ（飲み）ながら、皆で話し、児童館職員が個々の児童に寄り添うことで、「相談」機能を強化する「中高生カフェ」を実施している。 【令和元年度】検討、11館で試行実施 【令和2年度】6館で実施（飲食しながら皆で話す事業であることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため回数や実施館を縮小） 【令和3年度】全17館で実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飲食は個包装の菓子や水分補給に限定して実施）</li> </ul>
	今後の取組	新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで実施を進める。
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童館が、障害のある児童・生徒や、特に目的がなくても中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望む。</li> <li>○ 児童館の機能を充実させて、乳幼児保護者が気軽に相談・交流できる場や、中高生が自己実現の場として様々な活動ができる取組を進めていることは評価できる。</li> <li>○ 子育て中の家族から中高生まで、年齢層を超えた交流や、他校の児童とのふれあいも期待できる。これからは、対人関係を学ぶ各世代での自由な交流の場として、児童館の働きにはたくさんの可能性があると言える。</li> <li>○ 中高生の居場所づくり事業として多感な年齢に対応できるよう、引き続き児童館職員のスキルアップ研修に取組んでほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度は、新たに2か所の「にこにこ」へ相談員を配置した。今後も引き続き相談員の拡充を行っていく。</li> <li>○ 区内の高校に対し、リーフレット配付やポスター掲示等で中高生事業のPRを行っていく。</li> <li>○ HSC（敏感、繊細な子供）研修やヤングケアラー研修等を実施し、様々な児童や中高生に対応できるよう、引き続き、職員のスキルアップを図っている。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童館が、中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望む。</li> <li>○ 子育てのひろば「にこにこ」はとても良い趣旨で行われていると思う。仕事等で参加できない保護者への対応をどうするか、例えば相談だけでもオンラインで行うなど、可能であれば実施していただきたい。</li> <li>○ 児童館は、子育て中の家族から中高生までの、年齢を超えた交流が期待できる。今後は対人関係を学ぶ、世代間の自由な交流の場として多くの可能性を期待したい。また、職員の専門性スキルアップの機会も増やしてほしい。</li> <li>○ ネット環境が充実している中で、対面で他者と交流する必要性を感じる。未就学の親子ひろばや、小中学生のイベント、中高生居場所づくり事業を周知して、地域の児童館に利用者が拡充していくことを期待する。</li> <li>○ 職員の資質向上、相談員の拡充、効果的なPRを通して、引き続き機能強化を図ってほしい。</li> <li>○ 中高生の居場所づくりについては、様々な課題があると思うが、中高生の意見を取り入れながら改善していくことも検討してほしい。</li> </ul>

重点施策	3-③ 青少年の健全育成・若者の自立支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。</li> <li>○ 若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。</li> </ul>

主な取組	項目1 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進	
	目標	区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。
	事業成果	<p>青少年育成地区委員会（17地区）では、青少年の健全育成のため、野外活動（キャンプ、いも堀り等）、文化事業（カルタ大会、折り紙教室等）や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。</p> <p>【令和元年度】実施事業数 271事業 参加者延人数 68,290人  【令和2年度】実施事業数 59事業 参加者延人数 4,121人  【令和3年度】実施事業数 121事業 参加者延人数 23,010人</p>
	今後の取組	青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。
	所管課	青少年課
	項目2 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進	
	目標	青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。  【令和元年度】初級受講生210人、中級受講生88人  【令和2年度】初級受講生162人、中級受講生88人  【令和3年度】初級受講生153人、中級受講生90人</li> <li>○ ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15～23歳で青年リーダーとして登録した人を対象に、講習会を実施している。  【令和元年度】計3回（登録者：83人）  【令和2年度】中止（登録者：84人）  【令和3年度】計3回（登録者：86人）</li> <li>○ 青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。  【令和元年度】1講座 参加人数延30人  【令和2年度】4講座 参加人数延134人  【令和3年度】2講座 参加人数延151人</li> </ul>
	今後の取組	ジュニアリーダーや青年リーダーの養成講習会において、様々な地域活動を体験するなど内容を充実する。また、若者が青少年育成地区委員会や学校等の地域活動に携わる機会を増やすため、働きかけを強化していく。
	所管課	青少年課

項目3 若者の自立に向けた相談・支援	
目標	若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。
主な取組	<p>○ 就労が困難な若者等（15歳～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を引き続き実施した。コロナ禍の状況もあり、オンラインを取り入れたプログラムやオンラインの使い方を学ぶプログラム等を取り入れた。相談内容に応じて、福祉事務所や保健相談所などと連携し対応している。就労や短期アルバイトの受入れ先企業の拡充も引き続き行った。</p> <p><b>【令和元年度実績】</b>          相談・支援 延べ4,066人 進路決定者数 76人          ※令和元年度から対象年齢の上限が39歳から49歳に変更。</p> <p><b>【令和2年度実績】</b>          相談・支援 延べ3,578人 進路決定者数 35人</p> <p><b>【令和3年度実績】</b>          相談・支援 延べ3,552人 進路決定者数 62人</p> <p>○ 居場所では、不登校やひきこもり状態などで孤立し、社会とのつながりを失っている方（15歳～49歳）を対象に、自立支援スタッフが悩みや相談に応じ、個々の状況に合わせた社会とのつながりを支援している。居場所の中では、利用者が参加しやすいプログラム（少人数制）を取入れ、自信をつける、居場所職員だけでなく他の利用者に話しかける、会話をする等と段階を経て成長できるようなステップアップを図り、社会とのつながりを築いていく。（令和2年6月開設）</p> <p><b>【令和2年度実績】</b>          開所日 193日 利用者 実人数123人 延べ利用者数1,428人</p> <p><b>【令和3年度実績】</b>          開所日 244日 利用者 実人数149人 延べ利用者数1,573人</p>
	今後の取組
所管課	青少年課



<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民と協働して、青少年育成地区委員会、ジュニアリーダーや青年リーダーの養成、若者が企画・運営に携わる取組が継続的に実施されている。</li> <li>○ 青少年育成活動は、地域での協働を進める可能性につながるもので、地域の大人たちと子どもの協力関係をつくる機動力になる。</li> <li>○ 社会とのつながりを失っている方に対する、社会とつながり直す機会の提供は評価できる。セミナーの実施、青少年館内の居場所づくり、相談・支援など、引き続き拡充してほしい。また、オンラインの活用も充実してほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して、現在取り組んでいる今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この2年間は、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、なかなか活動できなかったが、練馬区教育・子育て大綱に基づき、青年リーダー等が企画・運営に携わる取組を強化していく。また、今後は地域活動へつなげられるよう、青少年委員と連携して取り組んでいく。</li> <li>○ 相談者の状況に応じた講座を引き続き実施していく。また、メンタルヘルス相談等のプログラムではオンラインも活用してきたが、今後も引き続き、取り組んでいく。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域という概念が薄れていく時代の流れの中で、少しでも子どもたちが「地域」を大切にしようとする取り組みは評価できる。特に、限られた地域の方々の献身的な取り組みや、活動に参加しているリーダーの子どもたちへの褒賞も積極的に行うなど、地域の活動を盛り上げる必要性を感じる。</li> <li>○ 17地域の青少年育成地区委員会に所属する委員は、コロナ禍においても、可能な限り活動計画を実行している。</li> <li>○ 就労に向けた講座、体験、セミナー等の実施により、進路決定者がいることが喜ばしい。若者が社会から孤立することないように、家族だけの負担にならないような支援体制を引き続き築いてほしい。</li> <li>○ 若年無業者やひきこもり状態の若者に対する自立支援が成果につながっていることは評価できる。職員のスキルアップを図りつつ、引き続き推進してほしい。</li> </ul>

## ○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育や子育ての分野において、区立小・中学校の短縮授業や、各種行事の中止・縮小などの対応を余儀なくされました。教育委員会として、こうしたコロナ禍を乗り越えるため、様々な取組を実施してきました。

### 主な取組

#### 令和3年4月

- ・区立小中学校および区立図書館に温度計付きアルコールディスペンサーを設置

#### 令和3年5月

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給  
→新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき支給（児童1人につき5万円）。

#### 令和3年6月

- ・区内保育施設へ使い捨て手袋を配布

#### 令和3年7月

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給  
→新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき支給（児童1人につき5万円）。

#### 令和3年8月

- ・区内保育施設へ使い捨て手袋を配布

#### 令和3年9月

- ・モバイルルーターの貸与  
→感染の不安等により欠席する児童・生徒へのオンライン授業の実施にあたり、家庭にWi-Fiがない児童・生徒に対して、児童・生徒用タブレットの通信データ量の不足に対応するため、モバイルルーターの貸出しを実施
- ・全区立図書館に図書除菌機を設置（9月下旬～）

#### 令和3年10月

- ・オンライン授業の充実のため、区立小中学校にWebカメラを追加配備
- ・各区立図書館の対面朗読室に空気清浄機およびパーテーションを設置（10月1日～）
- ・保活支援サービスで「保育指数シミュレーション機能」を全国で初めて提供開始  
→LINEで約30問（所要15分程度）の質問に答えるだけで、入園選考の基準となる「保育指数」を場所や時間にとらわれずに試算可能になった。既存の保育園検索機能とも連携し、試算した保育指数と同じ指数以下の人が前年4月に入園した保育園を絞込検索できるようになった。
- ・区立保育園（36園）へリモート会議等のためのタブレット端末を各園2台配備

### 令和3年11月

- ・区内保育施設へ使い捨て手袋を配布

### 令和3年12月

- ・小学校特別支援学級を対象とした、日帰りの校外学習の実施（12月17日～3月17日）  
→特別支援学級宿泊学習中止に伴う代替事業として、日帰りの校外学習を各校で実施
- ・子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）の支給  
→新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、内閣府が実施した事業に基づき、支給（児童1人につき5万円）。

### 令和4年1月

- ・子育て世帯への臨時特別給付金（追加給付金）の支給  
→新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、内閣府が実施した事業に基づき、支給（児童1人につき5万円）。
- ・成人の日のつどいの内容を一部変更して実施  
→式典を中止して時間短縮を図り、会場開催を行った。「20歳のメッセージ」の発表とバイオリン演奏を行い、インターネットでライブ配信を行った。  
また、としまえんから譲り受けたオブジェ等と一緒に写真撮影ができる写真スポット等を、会場内やその周辺に7か所設置。うち2点を区役所本庁舎で1月16日まで展示

### 令和4年2月

- ・子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）の支給  
→離婚等により現に児童を養育しているにもかかわらず子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れない者に対しても支給を実施するため、内閣府が見直しを行った事業に基づき支給事務（児童1人につき10万円限度）を開始
- ・青年学級作品展（4学級合同）を実施  
→新型コロナウイルス感染症の影響により、心身障害者青年学級（4学級）は非接触型の活動を取り入れながら実施。令和4年2月1日～20日の期間、春日町図書館展示コーナーにおいて、制作した作品を展示。

### 令和4年3月

- ・区立小中学校へ簡易ベッド、パーテーションを配布
- ・区立小中学校・幼稚園、区内保育施設へスチームクリーナーを配備
- ・区立小中学校、区内幼稚園、区内学童クラブ、児童館、ひろばへ自動手指消毒器を配布
- ・区立小中学校の特別支援学級（固定級）へサーキュレーター等を配布
- ・区立小中学校へ予算（保健衛生用品等購入費）を追加配当
- ・区立学童クラブ、児童館にセンサー式自動水栓を取付け
- ・区内学童クラブ、児童館、ひろばへ滅菌庫等を配備
- ・区立保育園（36園）に空気清浄機を配備
- ・子育てのひろばへ体表面体温計等を配布

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表

特 記 事 項	
<p>○ 新型コロナウイルス感染症対策については、様々な取り組みが行われていることを評価する。学校では感染拡大に伴い、多くの行事が中止となってきたが、今年度は感染者数が減少し、行事も行いやすくなってきた。このような中で、2学期に修学旅行や運動会、合唱コンクールが一斉に行われるなど、教育課程も過密状態になってきた。今後は、バランスの良い学校運営を期待したい。</p> <p>○ コロナ禍での様々な対策は3年間も続き、ベストな方策がないなかで、生徒は自らの判断でどのように行動していくかを考えてきた。そうした精神を育てるために、全教職員が努力したことは評価する。運動会も、3部に分けてプログラムを工夫し開催したアイデアは素晴らしかった。ウィズコロナへと変換しつつある感染予防への取組も、知恵と工夫を互いに交換し合い、各行事等が進められることを期待したい。</p> <p>○ 収束の兆しがみられない中においても、少しずつ学校行事ができるよう、感染対策のための必要備品の配布を評価する。温度計付きアルコールディスペンサーの全小中学校、区立図書館への設置等、限りある予算の中での取組は、最善を尽くしていると思う。</p> <p>○ 未曾有の事態への対応であったことを考慮すると、全体的に評価に値すると思われる。オンライン授業は、これから、コロナ対策以外にも活用ができるので、受講者の感想や意見を集約し、教員の負担が少なく、かつ効果的な方法を構築してほしい。</p>	

評価	3
----	---

## VI 点検・評価に関する有識者からの意見および助言

漆澤 その子

(武蔵大学人文学部教授)

令和4年度の点検・評価報告書を拝見いたしました。いずれの項目についても取組事業ならびにその内容が詳細に報告されており、また適正に評価されていたと言えます。以下、全体を通して気づいた点について意見を述べます。

今回の点検・評価で注目したのは、社会や集団への適応が困難な子どもたちへの対応についてです。こうした子どもたちは、小中学校での生活を通して「不登校」や「いじめ」といったかたちで顕在化することが多いように思います。「不登校」や「いじめ」に対しては、「教育分野」の3-①「いじめ・不登校などへの対応」の項目1「いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進」にあるように、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置したり、2-①「家庭教育への支援」の項目2「関係機関との連携強化」にあげられているスクールソーシャルワーク事業が進められるなど、いわゆるハード面における対策は今年度の報告書を拝見しても十分になされていると言えます。

しかしながら、残念なことに現状の対策からこぼれ落ちる子どもたちもいることでしょう。とりわけこうした子どもたちは、自分の状況を言葉で説明すること、さらに言えば他者と接することそのものを苦手に行っていることが多いように思います。そんな子どもたちの苦痛を少しでも減らすための対応として、ぜひ各所轄のダイナミックな連携を強化していただきたいと考えます。小中学校での集団生活に適応が困難な子どものなかには、学齢期を迎える以前から集団行動やコミュニケーションに不安を抱えている場合があります。こうした子どもたちは、「子育て分野」の1-③「支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実」にあげられている諸事業を通して、早期に何らかの対応を進めることが可能でしょう。学齢期に「不登校」や「いじめ」といったかたちで顕在化する前に子どもの「個性」を把握しておくことは、何より子ども自身の健やかな成長・発達につながります。そのためにも、医療や福祉も含めた関係機関相互の連携により注力していただきたいと思います。

社会や集団への適応が困難な子どもたちへの対応は、学齢期だけにとどまるものではないでしょう。ともすると「ひきこもり」になり、ますます社会から隔絶してしまいかねません。こうした子どもたちへの受け皿として、「子育て分野」の3-③「青少年の健全育成・若者の自立支援」にある項目3「若者の自立に向けた相談・支援」を位置づけることができます。上記の関係機関と連携し、学齢期までの子どものありようをふまえることで、より個々の子どもたちにあった社会とのつながりを支援することができるのではないのでしょうか。

コロナ禍での対応で見過ごされがちな子どもたちの心の成長に目を向け、多くの子どもたちが生き生きと過ごすことのできる取組が推進されることを期待しています。

藤岡 孝志

(日本社会事業大学社会福祉学部教授)

令和4年度点検・評価報告書を確認いたしました。各項目とも取組事業やその内容について詳細に報告されており、また、適切な評価がなされていたと考えます。

以下、意見を述べさせていただきます。

#### ○教育分野

・「**目指す15歳の姿**」について、小中一貫の理念が非常にわかりやすく提示されていると考えます。また、毎年行われているからこそ、今年度のように9年間を見通した「小中一貫教育の取り組みプログラム」作成のための検証が開始されることとなります。小学校から中学校にかけて、子どもたちは大きく成長します。多くの小学校の卒業式で行われている子どもたちの語りや卒業文集に書かれているように、子どもたちの「**将来の夢**」は、多くの場合、小学校から中学校へとバトンタッチされていきます。その夢の実現が、小学校から中学校への「**夢の懸け橋**」になっているのかもしれない。将来の夢、将来の職業への明確な夢を持っている子どもたちは、日々の大変さにもぶれることなく前を向いて生きていきます。このようなキャリア形成への明確な教育目標を定めることをぜひ今後もリーフレットなどを通して、子どもたち、そして保護者や教師の皆さんにへと明確なメッセージとして発信していただきたいと思います。

・**人権教育・道徳教育**も、子どもたち自身が人権を尊重されているからこそ、他者の人権への配慮が実感できます。道徳教育も、思いやりをもって接してもらっているからこそ、他者への思いやりが育っていきます。「**子ども一人ひとりが大切にされている社会**」を構築することが、人権や道徳の教育の推進につながると考えます。子どもたちが抱えているつらさ、きつさに思いを馳せる大人の側の想像力と思いやりが人権教育・道徳教育の根幹であると考えます。教員向けの研修等でのメッセージでは、ぜひこの点を強調していただけるとうれしいです。

・**英語教育、体力向上、食育、ICT教育の充実、学校図書館を活用した学習・読書活動等の充実**も次世代を担う子どもたちの育成にとって重要であり、多くの取り組みを高く評価いたします。

・**不登校**の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図るということも、多面的重層的に行われていると評価します。不登校の子どもたちへの支援の一環としての「**フリーマインド**」も「**トライ**」も練馬区の長年の取り組みであり、子どもたちの大事な「**適応指導教室**」「**居場所**」となっており、その長年の取り組みを高く評価します。さらに、**光が丘第一分室**も小中学生だけでなく、年齢を18歳まで拡大し、きめ細やか対応をされています。不登校支援には、4つの観点が必要と筆者は考えています。プロセス志向、統合志向、自己一貫性志向、自己基準志向です。不登校に関わる支援者、家族、友人等が、共通の意識に立ち、1、登校という結果を焦らず、学校に行かないことでできている成長の過程に寄り添い、そのプロセスにじっくりと関わっていくこと（**プロセス志向**）、2、子どものネガティブな側面だけでなく、ポジティブな側面にも焦点化し、長所を伸ばしてあげて、抱える課題も尊重し、時間をかけて向き合うことを明確なメッセージで伝え、支えること（**統合志向**）、3、不登校になる前も、不登校である時も、不登校ではなくなってから以降も、周りの人たちが一貫して温かいまなざしで関わり、その支援者たちが生涯にわたり支援者で

あり続けることが子どもに実感でき、そのことを通して「自己の一貫性」を感じ取ることができること（**自己一貫性志向**）、4、不登校状態であるからこそ、感じる事ができたという自分の感性に気付き、それを信じ、将来に向けて、不登校を経験したからこそ、人生の深みを理解し、小さなこと・ささいなことにも幸せを感じることができる、しっかりした自己基準を構築する機会にできること（**自己基準志向**）、を大事にした支援の場、家庭という場をつくっていくように支援を進めていくことが必要と考えます。

#### ○子育て分野

子育て支援の相談支援体制の充実の一環として、コロナ禍にあって、オンラインも含めた相談体制の拡充がさらに展開したと考えます。コロナ禍が終息しても、このような点へのニーズは継続していくと考えられます。オンライン・電話と対面面接の併用は、その組み合わせや活用方法についてもさらに検討されていくべきと考えます。

また、「**練馬区虐待対応拠点**」の設置等、重篤虐待・ネグレクト事例あるいは子ども虐待リスクの高いケースの早期介入、早期支援の仕組みも、練馬区独自のきめ細やかな支援であり、さらに推し進めていただきたいと考えます。**子ども家庭支援センター**でのリスクマネジメントや子ども家庭支援もさらに充実してきていると考えています。**面前DV**という深刻な状況になって初めて「夫婦」が子どもにとっての「親」の在り方に気付くということもあります。しかし、**夫婦がこのような過程を経て、家族を再構築することはあり得る**ことです。**夫婦として入籍した時に、面前DVが心理的虐待であるという点をしっかりと周知し、子どもが生まれ、面前DVに至る前に、夫婦で子育てについてしっかりと向き合うことが大事**と考えます。子ども家庭支援センターの役割は、**夫婦支援**も含めてであることがますます求められていると考えます。発達の不安や障害のある子ども及びその親への支援、ひとり親家庭等への支援の充実も、きめ細やかに展開されていると評価します。

#### ○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

未だ、未曾有の状況であるコロナ禍にあって、多くの施策を通して迅速に対応されたことは高く評されるべきでしょう。長きにわたるコロナ禍で、大きなストレスにさらされ続けている子どもたちだけでなく、同様にストレス下にあるご家族、地域の支援者の方々、区職員及び区事業に関係されているの方々への「**支援者支援**」も大事な観点です。**支援者支援は子ども支援、子ども支援は支援者支援**です。子どもたちへの温かいまなざしと同様、ご家族・支援者にも温かいまなざしを向け続ける練馬区であってほしいと考えます。

以上、今後のさらなるご検討と実施に向けてのご努力を期待しています。

谷津 諭

(練馬区小学校PTA連合協議会顧問)

令和4年度の点検・評価報告書を拝見させて頂きました。まだ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症禍の中ではありますが、教育委員会をはじめとした教育・子育てに関わる皆様の日々のご尽力に感謝いたします。教育・子育て分野において各項目の取組事業や内容について詳細に報告されており、概ね適切な評価及び成果があげられているものと判断いたします。

以下、全体を拝読して特に気づいた項目に関する意見を述べさせていただきます。

## ◎ 教育分野

### 1 教育の質の向上

#### 1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

##### 項目4 人権教育・道徳教育の推進

児童・生徒の教育内容の充実はもとより、区内教員へ人権・道徳教育の重要性を認知させるとともに、さらに深化した教育指導ができる様、研修等を活用し引き続き理解啓発に努めてもらいたい。

##### 項目5 英語教育の充実

小学校における全時間のALTの配置は高く評価をすることができる。自宅でも英語に関心を持ち学習ができる様、タブレット端末のソフト面の充実及び活用する仕組みを検討してもらいたい。

##### 項目8 ICTを活用した教育活動の推進

新型コロナウイルス感染症の不安等により登校できない児童・生徒に対するオンライン授業等の対応は評価できる。しかし、令和2年度に一人一台のタブレット端末配布を完了し、約2年が経過したが、徐々に端末の動作不良や故障が発生してきている。故障等の原因の中には児童や生徒の取扱いに起因するものもあるが、修理の申請を学校にしてから数か月もの間、タブレット端末が手元に無い状態が生起しているのが実情である。タブレット端末を活用したICT教育を推進するにあたり、タブレット端末の更新や整備を重要課題として認識をしてもらいたい。

#### 1-② 教員の資質・能力の向上

##### 項目1 教員研修の充実

教員の資質と指導力の向上に努めることは有意義で非常に重要であることから研修等を活用し引き続き改善を図ってもらいたい。また、中堅教員やベテラン教員、特に学年主任や主幹教諭になる教員に対しての現代の児童・生徒への向き合い方や接し方等の研修の充実を検討してもらいたい。しかし、研修等が教員の過大なる負荷または参加することにより授業や教育に影響が出ることのないよう十分な配慮もしていただきたい。



## 項目2 教員のICT活用能力の向上

前年度の点検・評価でも挙げられているように、各校毎に教員のスキルによるところの温度差が拡大したように感じる。特に、管理職（校長・副校長）のICT教育への理解やタブレット端末の取り扱い、スキルにより学校毎の差が生じているのが実情である。若い教員や中堅教員へのタブレット端末を活用したICT教育への理解を高めるための研修等も重要だが、ベテラン教員や不得意な教員に対し活用の為の初期研修の場に参加しやすい環境作りを設けてもらうことが最重要課題だと思われる。さらにタブレット端末の取扱いが得意な教員の意見又は活用法を積極的に取り入れる教育委員会としての柔軟性も保持してもらいたい。

## 項目3 子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）

教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置又は増員の実績については高い評価をすることが出来る。しかし、実情は教員の教育内容や業務の多様化により年々業務量は増加傾向にある中で働き方改革とは逆行するような状態である。クラス担任教員等が子どもたちと向き合う時間を創出しやすいように、東京都や他区に先んじて練馬区が手本となり専科教員の増員、会計年度任用職員の増員をしてもらい教員の働き方改革の促進に努めてもらいたい。

また、中学校における部活動指導員が昨年度は3名の配置とまだ不足しているのが現状である。各校の要望や事情に沿った部活動指導員の配置ができるよう、指導経験が豊富な人材や専門性の高い人材の確保・任用をお願いする。

### 1-③ 学校の教育環境の整備

#### 項目1 学校施設の整備（改修・改築）

校舎等の耐震化や改築・改修の実績については、区の財政状況が大変厳しい中ではあるが計画的に進めたことは非常に高く評価できる。校舎等の今後の概ねの改修・改築の目処がたったところで、先行して新たな「練馬区学校施設管理実施計画」の計画の策定を検討してもらいたい。

### 2 家庭や地域と連携した教育の推進

#### 2-① 家庭教育への支援

#### 項目1 家庭教育への支援

各種支援事業に関し、非常に有用であり今後も継続して実施してもらいたい。保護者や児童・生徒が関心を持てる様、タブレット端末を活用するなど現状のリーフレットやHPだけでなく周知するためのさらなる工夫を要望する。

### 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

#### 3-① いじめ・不登校などへの対応

#### 項目1 いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進

教育相談の実施、関係各機関との連携、研修会等の実施の事業成果については高い評価をすることが出来る。しかし、児童・生徒間の問題は多様化していてスクールカウンセラーや各種相談員だけでは対応しきれない、解決に至らないことで継続して苦しんでいる子どもたちがいるのが現状で

ある。また、いじめ等の問題については児童・生徒間だけでなく、教員から子どもたち、教員から保護者へ、保護者から教員、子どもたちから教員へと複雑化してきている。そこに対応するために報告体系の抜本的な改革や部外相談員に頼るばかりではなく学校教職員の中から専門に対応する教員の育成、また、速やかな対応が出来るよう管理職（校長・副校長）や学年主任教諭等を通さずとも教育委員会に報告・相談・共有できる体制の確立が急務だと思われる。

## 項目2 専門的人材を活用したいじめ問題の解決

スクールロイヤー制度を導入したことは非常に高い評価をすることができる。

しかし、その制度自体を導入されたばかりで生徒・児童・園児の保護者に周知しきれていない。今後も様々な媒体を活用し広く周知できるよう早急な対応を求めたい。

また、教職員に対しても制度の概要を理解させ活用できる体制の保持に努めてもらいたい。

## 3-③ 障害のある子どもたちなどへの支援

### 項目1 障害理解への取組の充実

### 項目2 ICTを活用した学習支援の推進

### 項目3 医療的ケア児支援体制の充実

各項目とも事業取組や各種支援実績は高い評価をすることができる。

しかし、区内小中学校・幼稚園等における施設のバリアフリー化や多機能トイレの拡充や施設面、また医療的ケア児支援体制の面ではまだ十分だとは言えない現状がある。その為、練馬区が先行してさらに進める必要がある。また教職員についても障害を持ちながらも教育行政に関わりを持ちたい方の積極的な任用を望む。障害のある又は手助けが必要な子どもたちや保護者にたいしてもより良い教育環境や支援の充実をすることにより、さらなる教育分野の発展が期待できる。

## ◎ 子育て分野

### 3 子どもの居場所と成長環境の充実

#### 3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり

#### 項目1 ねりっこクラブの拡大

「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実施した事業成果に関しては評価できる。引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けての取組を進めてもらいたい。

また、前年度の点検・評価でもあげられているように学校応援団事業との棲み分けについては、教育委員会としての方向性の提示を再度要望する。さらに各種放課後事業に関わるスタッフについては、複数の事業に重複して携わって頂いている方も多くいるので、各学校の応援団やねりっこクラブ事業者等においては、近隣町会や地域等からの幅広い募集の働きかけをお願いしたい。そうすることにより学校と地域との連携の強化や地域としての子育て支援・体制に繋がることと思われる。

以上、意見を記述させてもらいましたが、練馬区教育委員会の各種事業及び取組に深く敬意を表するとともに、今後も机上の空論にならないよう、常に現状を把握し実情との差異を少なくできるよう、引き続きの取組により一層の成果を期待して点検・評価とさせていただきます。

## Ⅶ 令和5年度の主な事業

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策に係る主な取組と今後の方向性を総合的に点検・評価しました。

大綱において、教育分野では「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」、子育て分野では「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」を目標として掲げています。教育委員会では、今回の評価を踏まえ、目標の実現に向け取り組んでいきます。令和5年度の主な事業は下記のとおりです。

### ○教育分野

#### (1) ICTを活用した教育内容の充実

学校ICT支援員の配置やヘルプデスクの運営等を継続し、教員全体の活用能力の向上を図る。デジタル教科書による教育効果を検証するため、国の実証事業に引き続き参加する。

今後の幅広いICTの活用を見据え、学校の通信環境の充実に向けた具体的な検討を進める。

#### (2) 教員の働き方改革の推進

保護者からの欠席連絡や学校からの通知等、保護者と学校がスマートフォン等で相互にやり取りできる情報伝達サービスや、テストの採点・集計等を自動化するデジタル採点システムを導入する。

教員の業務をサポートする会計年度任用職員（副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ）の配置を拡大する。

教員に代わって部活動の顧問を担うことができる部活動指導員（会計年度任用職員）の配置を拡大する。また、顧問である教員をサポートする部活動外部指導員（有償ボランティア）についても、各校での活動回数を拡大する。

#### (3) 小中学校校舎等の改築

区立小中学校の改築を概ね年2校ずつ計画的に進め、令和5年度は新たに練馬東小学校、豊溪小学校の設計に着手する。

#### (4) 校舎長寿命化改修の実施

校舎を築80年まで使用するため、築60年を目途に長寿命化改修を行う。改修にあたっては建物の状況を調査し、工事内容を精査することでコスト削減に取り組む。令和5年度は石神井南中学校の設計に着手し、今後は年1～2校ずつ改修を進める。

#### (5) 体育館の空調整備

令和7年度までに全区立小中学校の体育館に空調設備の整備を進める。令和5年度は小学校11校、中学校7校に設置し、98校中75校で整備が完了する。

(6) 不登校児童・生徒およびヤングケアラーへの支援の充実

子どもがタブレットなどからいつでも相談やSOSを発信できる「(仮称)子ども相談アプリ」を新たに導入する。

教育分野の知識をもつ福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカー(SSWr)を増員し、子どもへの個別支援や学校と連携したサポート体制を強化する。令和5年度は現在の16名から4名増員する。

発見のための「(仮称)ヤングケアラーチェックシート」や被虐待児連絡票を用い、支援調整機関となる子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用して、一人ひとりに応じた支援につなげる。

(7) 医療的ケア児への支援の拡充

医療的ケア児への支援を充実するため、宿泊を伴う学校行事の参加時に看護師を配置する。また、保育所に簡易ベッドやパルスオキシメーター等を配備するほか、緊急時に保育士も医療的ケアを行えるよう、実践的な技術研究を実施する。

## ○子育て分野

(1) ねりっこクラブ実施校の拡大

すべての小学生が安心かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの実施校を拡大する。

(2) 区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」の継続

ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、区独自の待機児童対策を実施する。

(3) 児童館「中高生カフェ」の充実

家庭でも学校でもない居場所としての児童館で、様々な課題を抱える中高生が気軽に相談できる取組を充実する。

(4) 保育のICT化の推進

全国初のLINEによる保活サービスに加え、保護者の利便性を更に向上するため、令和6年4月の入園選考から、オンラインでも入園申込みをできるようにする。

(5) 保育サービスの充実

拡大する障害児の保育ニーズに応えるため、引き続き、私立園への巡回指導や国の障害児保育給付への上乗せを行い、受入体制を拡充する。

保育サービスを充実するため、国の職員配置基準に区独自で上乗せをし、手厚い人的体制としている。職員の処遇改善を着実に進めるため、国による保育士等の処遇改善に区独自で対象者を拡大し、支援する。

(6) 保育所待機児童ゼロの継続

待機児童ゼロを継続するため、令和5年4月に私立園9園（定員485人）を開園するとともに、練馬こども園1園が事業を開始する。令和6年4月には、区有地を活用して私立園1園を開園する。

(7) （仮称）ねりま子育て支援アプリの構築

利用者の利便性を高めるため、必要とする子育て支援サービスを簡単に選択し、利用できる環境の整備を令和6年度に向けて進める。

(8) 練馬こどもカフェの拡大

民間カフェ等と協働し、保護者同士が交流できる居場所の充実に取り組む。

(9) 東京都練馬児童相談所（仮称）の設置

都は、令和6年度に東京都練馬児童相談所（仮称）を区子ども家庭支援センターと同一施設内に開設するため、施設内の改修工事を行う。

都区の緊密な連携を更に深める。

(10) 子ども家庭支援センターの相談体制の強化

令和6年度の東京都練馬児童相談所（仮称）の設置に向けて、区子ども家庭支援センターの専門職員（福祉職・保健師）を8人増員し、相談体制をさらに強化する。また、区の心理職が都児相職員と連携して、「CAREプログラム」を活用し、再発防止等の取組を強化する。





**【担 当】**

練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育総務課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電 話 5984-5609 (直通)

ファックス 3993-1196

電子メールアドレス GAKKOSHOMU01@city.nerima.tokyo.jp



議案第8号

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

提出者 教育長 堀 和 夫

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定にもとづき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。



教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

「練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の条例議案について、当委員会として同意します。

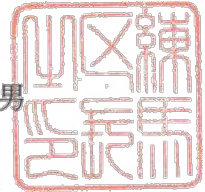


# 参考資料

4 練総総第 1266 号  
令和 5 年 2 月 15 日

練馬区教育委員会教育長 殿

練馬区長 前川 耀 男



## 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の 議案に関する意見聴取について

令和 5 年第一回練馬区議会提出予定議案として、下記の条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見をお聴きします。

### 記

#### 1 提出予定議案名

練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

#### 2 改正理由

練馬区一般職員については、特別区人事委員会勧告（令和 4 年 10 月 11 日）に基づき、令和 4 年第四回定例会において、練馬区職員の給与に関する条例（昭和 50 年 3 月練馬区条例第 26 号）を一部改正し、初任給及び若年層の給料月額を引き上げ、期末手当の年間支給月数を引き上げた。また令和 5 年度から 3 月期の期末手当を廃止し、6 月・12 月期の支給月数が均等になるよう配分することとした。

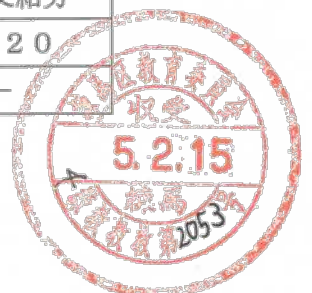
これを踏まえ、教育長の期末手当について、一般職員と同様に引き上げるとともに、令和 5 年度から 3 月期の期末手当を廃止、6 月・12 月期の支給月数が均等になるよう配分することとし、練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 31 年 10 月条例第 14 号）について所要の改正を行う。

なお、令和 5 年 2 月 13 日に開催した練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会において、教育長の期末手当について意見聴取したところ、上記のとおり改正することが妥当であるとの意見があった。

#### 3 改正内容（第 6 条関係）

教育長の期末手当の年間支給月数を現行の 3.20 月から 3.25 月に改定するとともに、各支給月の配分を下表のとおりとする。

区分	年間支給月数	6 月支給分	12 月支給分	3 月支給分
現行	3.20	1.50	1.50	0.20
改定後	3.25	1.625	1.625	—



4 施行期日

令和5年4月1日

5 回答について

令和5年2月20日（月）までに、貴委員会の意見の提出をお願いいたします。

6 添付書類

条例新旧対照表

【担当】総務課総務係 西川 内線 5616

練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、つぎの各号に掲げる額の合計額に、<u>3月に支給する場合においては100分の20、6月および12月に支給する場合においては100分の150</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、つぎに掲げる額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

## 新型コロナウイルス感染症における給食時の会話について

## 1 請願要旨

- 1 新型コロナウイルス感染者の重症化率・致死率がすでにインフルエンザより低くなっている現状が厚生労働省の資料によりデータで示されていることを、区内の全教育機関（学校、幼稚園等）に周知して下さい。
- 2 区内の全教育機関が1の周知内容を生徒等の家庭すべてに周知するよう、各教育機関に指導して下さい。
- 3 文部科学省および東京都が感染対策として黙食を求めていることを、区内の全教育機関に周知して下さい。
- 4 練馬区教育委員会が感染対策として黙食を求めないことを、区内の全教育機関に周知して下さい。
- 5 黙食の指導を中止するよう、区内の全教育機関に指導して下さい。

## 2 国・東京都からの事務連絡等の経過

令和4年11月25日

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下、「基本的対処方針」という。）の変更

・令和4年2月10日から記載されていた「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」との記述が削除。

令和4年11月29日

文部科学省から下記の内容の事務連絡

・文部科学省の作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年8月6日改定版より）」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向い合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることは求めている。

・座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能であり、感染状況を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を検討いただきたい。

令和4年12月2日

文部科学省の事務連絡を受け、区から各学校あてに下記の内容の通知

・区ガイドラインでは従前より「黙食」という表現は用いていないことから、現時点においては区ガイドラインの改定は行わない。



令和4年12月6日

東京都から下記の内容の事務連絡

東京都の作成する「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」の改定について通知があり、令和3年8月12日より記載されていた「喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、黙食を徹底するよう指導する。」の部分を下記の内容に変更

- ・喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの指導を行う。
- ・座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事の時間において、児童・生徒等の間で会話を行うことも可能である。

令和4年12月14日

東京都の事務連絡を受け、区から各学校あてに「区における給食時の会話にかかる各学校での取扱い」について、12月2日の内容に下記を追加して通知

- ・現在の感染拡大状況や喫食中の会話に関する指導の困難性等に鑑み、引き続き喫食中の会話は控えさせるとともに、喫食後に会話をする際はマスクを着用させる。

令和5年1月27日

新型コロナウイルス感染症対策本部から下記の内容の事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」により下記の内容を通知

- ・オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から5類感染症に位置づける。
- ・マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨としている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行う。
- ・マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する。

令和5年2月8日

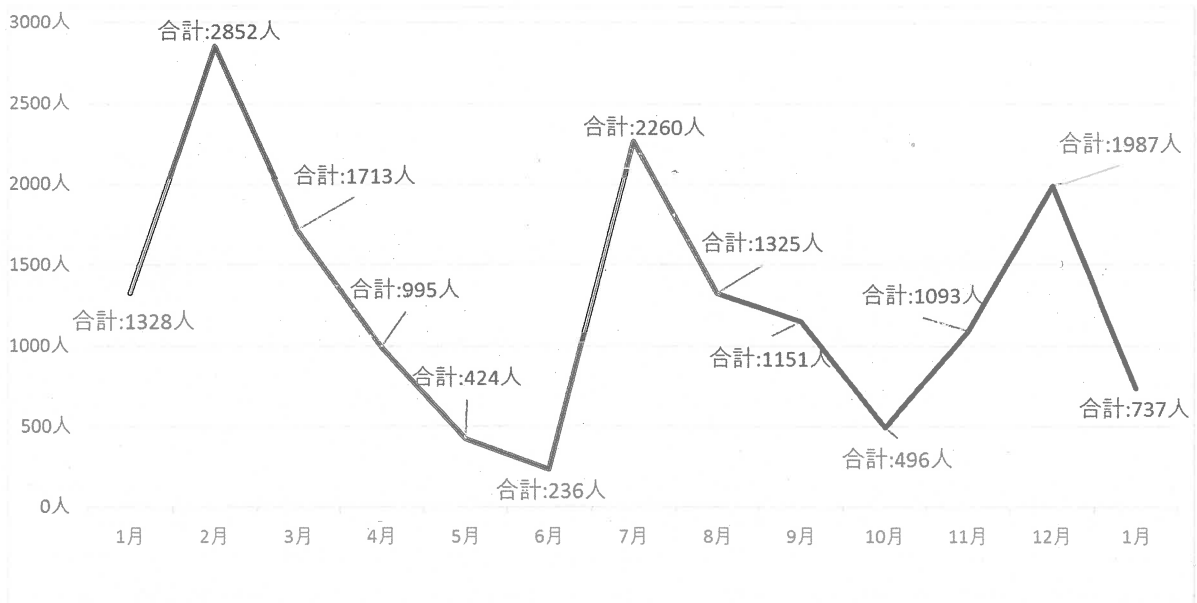
文部科学省が卒業式と入学式に新型コロナウイルス感染症対策のマスクを外しても出席できるよう感染対策を緩和する方針を固める

- ・今月中旬までに子どもがマスクを着けなくても、卒業式などに出席できるようにする内容の通知を出す。
- ・マスクを引き続き着用したい子どもの妨げにならないよう配慮する。

給食時の会話にかかるとのガイドライン等改定内容一覧

項目	作成時	改定（黙食の追加等）	改定（黙食の削除）
基本的対処方針 (新型コロナウイルス感染症対策本部)	黙食にかかるとの記載なし (令和2年2月25日決定)	オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化するもの一つとして、下記の内容が追加された。 ・国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、 <u>飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をすすめる際にはマスクの着用を徹底すること</u> （中略）等を促す。 (令和4年2月10日決定)	削除 (令和4年11月25日改定)
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル (文部科学省)	飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または <u>会話を控えるなどの対応が必要です</u> 。 (令和2年5月22日作成)	飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、 <u>大声での会話を控えるなどの対応が必要です</u> 。 (令和2年8月6日改定)	改定無し
新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン (東京都)	喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、 <u>会話を控えるよう指導する</u> 。 (令和2年5月28日作成)	喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、 <u>黙食を徹底するよう指導する</u> 。 (令和3年8月12日改定)	喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、 <u>大声での会話を控えるなどの指導を行う</u> 。 (令和4年12月6日改定)
練馬区立学校(園)感染予防のガイドライン (練馬区)	児童生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。 (令和2年5月26日作成)	改定無し	改定無し

### 3 令和4年1月から令和5年1月までの練馬区立小中学校等における感染者数推移



※ 令和4年1月1日から令和5年1月31日まで

※ 児童生徒および教職員の合計数

#### 4 国・東京都専門家会議の見解について

厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（1月25日開催）

- (1) 新規感染者数について、全国的に減少傾向が継続している。
- (2) 全国では重症者数は減少傾向にあり、死亡者数も、高い水準にあるものの減少傾向となっている。
- (3) 小児感染者数の増加に伴う重症例、死亡例の発生や、小児の入院者数の動向にも注意が必要。
- (4) 以下の基本的感染対策の再点検と徹底が必要。
  - ・ 場面に応じた不織布マスクの正しい着用、手指衛生、換気の徹底などの継続
  - ・ 3密や混雑、大声を出すような感染リスクの高い場面を避ける
  - ・ 飲食店での会合の際は、第三者認証店等を選び、できるだけ少人数で、大声や長時間の滞在を避け、会話の際はマスクを着用する
  - ・ 咽頭痛、咳、発熱などの症状がある者は外出を控える
  - ・ 医療機関の受診や救急車の利用については目安を参考にする
  - ・ 自宅などにおいて抗原定性検査キット・解熱鎮痛薬の準備や、電話相談窓口などの連絡先の確認等を行う
  - ・ できる限り接触機会を減らすために、例えば、職場ではテレワークの活用等の取組を再度推進するなどに取り組む
  - ・ イベントや会合などの主催者は地域の流行状況や感染リスクを十分に評価した上で開催の可否を含めて検討し、開催する場合は感染リスクを最小限にする対策を実施する

東京都モニタリング会議（1月26日開催）

- (1) 新規陽性者数の7日間平均は、減少したものの、報告に表れない感染者が多数潜在している状況が想定される。変異株の置き換わり等に伴い、新規陽性者数が十分に下がりきらないまま増加に転じることに、引き続き警戒が必要である。
- (2) 職場や教室、店舗等、人の集まる屋内では、暖房の使用中でも定期的な換気を励行し、3密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、不織布マスクを場面に応じて正しく着用すること、手洗いなどの手指衛生、状況に応じた環境の清拭・消毒等、基本的な感染防止対策を徹底し、新規陽性者数の増加をできる限り抑制する必要がある。
- (3) 救急医療体制は、深刻な状況が続いており、医療機関の負担は長期化している。新型コロナウイルス感染症のための病床は、病床使用率や救急医療の状況に応じて、柔軟な運用を行う必要がある。

資料 4	
------	--

令和 5 年 2 月 16 日  
教育委員会事務局

令和 5 年第一回練馬区議会定例会提出議案について

令和 5 年 1 月 13 日第 1 回教育委員会定例会および、令和 5 年 2 月 3 日第 3 回教育委員会定例会で議決または報告した令和 5 年第一回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	保健給食課	練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  (内容) 別紙 1 のとおり	公布の日
2	子育て支援課	練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  (内容) 別紙 2 のとおり	令和 5 年 4 月 1 日
3	こども施策企画課	練馬区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  (内容) 別紙 3 のとおり	令和 5 年 4 月 1 日
4	保育課	練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  (内容) 別紙 4 のとおり	公布の日。ただし、一部の規定については、規則で定める日
5	保育課	練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  (内容) 別紙 5 のとおり	公布の日。ただし、一部の規定については、規則で定める日





議案第17号

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月6日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務  
災害補償に関する条例（平成14年3月練馬区条例第43号）の一部をつぎのように  
改正する。

別表中「7,059円」を「7,194円」に、「8,730円」を「8,820円」に、「11,448  
円」を「11,481円」に、「6,135円」を「6,240円」に、「7,215円」を「7,260  
円」に、「8,937円」を「8,943円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医  
ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」とい  
う。）別表の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に  
支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が  
生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間  
について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべ  
き事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定  
にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。



令和5年2月10日

教育振興部保健給食課

## 議案第17号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の一部改正に伴い、休業補償等に係る補償基礎額について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

#### (1) 経験年数5年未満の場合

ア 学校医および学校歯科医	7,059円	→	7,194円
イ 学校薬剤師	6,135円	→	6,240円

#### (2) 経験年数5年以上10年未満の場合

ア 学校医および学校歯科医	8,730円	→	8,820円
イ 学校薬剤師	7,215円	→	7,260円

#### (3) 経験年数10年以上15年未満の場合

ア 学校医および学校歯科医	11,448円	→	11,481円
イ 学校薬剤師	8,937円	→	8,943円

### 3 施行期日

公布の日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり



練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
本 則 [略]	本 則 [略]
付 則 [略]	付 則 [略]
	<p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額</p>

は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

別表 補償基礎額表（第3条関係）

医師、 歯科 医師 または薬 剤師 としての 経験 年数	5年 未満	5年 以上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上
学校 医お よび 学校 歯科 医の 補償 基礎 額	7,059 円	8,730 円	11,448 円	[略]	[略]	[略]
学校 薬剤 師の 補償 基礎 額	6,135 円	7,215 円	8,937 円	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表 補償基礎額表（第3条関係）

医師、 歯科 医師 または薬 剤師 としての 経験 年数	5年 未満	5年 以上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上
学校 医お よび 学校 歯科 医の 補償 基礎 額	7,194 円	8,820 円	11,481 円	[略]	[略]	[略]
学校 薬剤 師の 補償 基礎 額	6,240 円	7,260 円	8,943 円	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

## 議案第18号

練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月6日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（平成27年3月練馬区条例第27号）の一部をつぎのように改正する。

第7条のつぎにつぎの2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条のつぎにつきの1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

付 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月10日

こども家庭部子育て支援課

議案第18号 練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正され、児童の安全の確保に関する規定等が設けられたことを踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 放課後児童健全育成事業者は、設備の安全点検や安全に関する指導などの児童の安全に関する事項についての計画を策定しなければならないこと等を規定する。（第7条の2関係）
- (2) 放課後児童健全育成事業者は、児童の移動等のために自動車を運行するときは、児童の乗降時に、点呼等の方法により、児童の所在を確認しなければならない旨を規定する。（第7条の3関係）
- (3) 放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時に係る業務継続計画を策定するよう努めなければならないこと等を規定する。（第13条の2関係）
- (4) 放課後児童健全育成事業者は、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延防止のための訓練の定期的な実施に努めなければならない旨を規定する。（第14条関係）

3 施行期日

令和5年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり





練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>[新設]</p>	<p><u>(安全計画の策定等)</u>  <u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u>  <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的に実施しなければならない。</u>  <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u>  <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>  <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>

[新設]

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 [略]

付 則 [略]

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的  
に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的  
に実施するよう努めなければならない。

3 [略]

付 則 [略]

付 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の練馬区放課後児童健全育成事業の設備お

よび運営の基準に関する条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。





議案第19号

練馬区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年2月6日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年6月練馬区条例第52号）の一部をつ  
ぎのように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



令和 5 年 2 月 10 日

こども家庭部こども施策企画課

議案第 19 号 練馬区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）により、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部が改正されることに伴い、練馬区子ども・子育て会議条例（平成 25 年 6 月練馬区条例第 52 号）で引用している同法の規定が条ずれするため、規定の整備を行う。

2 改正の内容

- (1) 第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。
- (2) 第 2 条中「第 77 条第 1 項各号」を「第 72 条第 1 項各号」に改める。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

裏面のとおり

練馬区子ども・子育て会議条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、練馬区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 会議は、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、練馬区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>



議案第20号

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月6日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第44号）の一部をつぎのように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」のつぎに「、第7条の3第2項」を加える。

第7条のつぎにつぎの2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安

全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」のつぎに「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条をつぎのように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣が定める」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落

と시를防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。



議案第 20 号 練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、家庭的保育事業等を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）の安全の確保に関する規定等が設けられたことを踏まえ、所要の改正を行う。

(2) 民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）により、民法（明治29年法律第89号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部が改正され、子または児童の人格を尊重するとともに、体罰等をしてはならない旨規定されたほか、懲戒に関する規定が削除された。

これに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定が削除されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 家庭的保育事業者等は、設備の安全点検や安全に関する指導などの利用乳幼児の安全に関する事項についての計画を策定しなければならないこと等を規定する。（第7条の2関係）

(2) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の移動等のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗降時に、点呼等の方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない旨を規定する。（第7条の3関係）

(3) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、利用乳幼児の降車時に、当該自動車に備えた車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を用いて、利用乳幼児の所在を確認しなければならない旨を規定する。（第7条の3関係）

- (4) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準を緩和する。(第10条関係)
- (5) 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除する。(第13条関係)
- (6) 家庭的保育事業者等は、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延防止のための訓練の定期的な実施に努めなければならない旨を規定する。(第14条関係)
- (7) その他規定の整備を行う。(第6条、第25条関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、2(5)については、公布の日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項および第2項、第15条第1項、第2項および第5項、第16条、第17条第1項から第3項までならびに付則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）または保育が継続的に提供されるよう、つぎに掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項および第2項、第15条第1項、第2項および第5項、第16条、第17条第1項から第3項までならびに付則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）または保育が継続的に提供されるよう、つぎに掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>

[新設]

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必



および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。ただし、保育室および各事業所に特有の設備ならびに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 [略]

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

付 則 [略]

要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～5 [略]

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

付 則 [略]

付 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。



議案第21号

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月6日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第45号）の一部をつぎのように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「の規定に基づき」を「に規定する」に、「について厚生労働大臣が定める」を「についての」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条をつぎのように改める。

#### 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項および第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「の規定に基づき」を「に規定する」に、「について厚生労働大臣が定める」を「についての」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第21号 練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準  
に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

(1) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）により、学校教育法（昭和22年法律第26号）および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されることに伴い、練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第45号）で引用しているこれらの法律の規定が変更されるため、規定の整備を行う。

(2) 民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）により、民法（明治29年法律第89号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部が改正され、子または児童の人格を尊重するとともに、体罰等をしてはならない旨規定されたほか、懲戒に関する規定が削除された。

これに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正され、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定が削除されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 学校教育法第25条が同法第25条第1項に、子ども・子育て支援法第19条第1項が同法第19条になることに伴い、規定の整備を行う。（第4条、第6条―第8条、第13条、第15条、第20条、第35条―第37条、第39条、第51条、第52条関係）
- (2) 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除する。（第26条関係）
- (3) その他規定の整備を行う。（第15条、第44条関係）

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、2(2)については、公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、つぎの各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分および<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前</p>	<p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、つぎの各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分および<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども</p>

子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第 4 項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号または第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 2 号または第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 1 項第 2 号または第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育

の数および当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第 4 項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号または第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 2 号または第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 2 号または第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高



を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [略]

(あっせん、調整および要請に対する協力)

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教

いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [略]

(あっせん、調整および要請に対する協力)

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教

育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間および保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第 13 条 [略]

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、つぎに掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（つぎに掲げるものを除く。）に要する費用

ア つぎの(7)または(4)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)または(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間および保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第 13 条 [略]

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、つぎに掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（つぎに掲げるものを除く。）に要する費用

ア つぎの(7)または(4)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)または(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101

77,101 円

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ (イ) において同じ。）  
57,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）

イ つぎの (7) または (イ) に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。イにおいて同じ。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ (7) または (イ) に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子どもまたは小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者および 2 番目の年長者である者を除く。）である者

円

(イ) 法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ (イ) において同じ。） 57,700 円  
（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）

イ つぎの (7) または (イ) に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。イにおいて同じ。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ (7) または (イ) に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子どもまたは小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者および 2 番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者および 2 番目の年長者である者を除く。）である者

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

(特定教育・保育の取扱方針)

第 15 条 特定教育・保育施設は、つぎの各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25 条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 [略]

(イ) 法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者および 2 番目の年長者である者を除く。）である者

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

(特定教育・保育の取扱方針)

第 15 条 特定教育・保育施設は、つぎの各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する保育所における保育の内容についての指針

2 [略]

(運営規程)

第 20 条 特定教育・保育施設は、つぎに掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）および時間ならびに提供を行わない日

(5)～(11) [略]

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 26 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園および保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(運営規程)

第 20 条 特定教育・保育施設は、つぎに掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）および時間ならびに提供を行わない日

(5)～(11) [略]

第 26 条 削除

(特別利用保育の基準)

第 35 条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項および第 7 条第 2 項を除く。

(特別利用保育の基準)

第 35 条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項および第 7 条第 2 項を除く。

）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

(特別利用教育の基準)

）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

(特別利用教育の基準)

第 36 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項および第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学

第 36 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項および第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学



校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、

「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号または第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第 37 条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、練馬区家庭的保育事業等の

前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第 19 条第 1 号または第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第 37 条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつて

設備および運営の基準に関する条例第 42 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第 39 条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満 3

は、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第 42 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第 39 条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満

歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

### 3・4 [略]

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する

保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

### 3・4 [略]

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する保育所における保育の内容についての指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型

地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条および第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条までおよび第 23 条から第 33 条までを含む。次条

保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条および第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条までおよび第 23 条から第 33 条までを含む。次条

第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保

第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育

護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

の対象となる法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは

どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30

「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するものおよび満 3 歳以上保育認定子ども（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第 13 条第 4 項第 3 号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

付 則 [略]

条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するものおよび満 3 歳以上保育認定子ども（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第 13 条第 4 項第 3 号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

付 則 [略]

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条の改正規定は、公布の日から施行する。



# 資料 5

令和5年2月16日  
教育振興部学務課  
こども家庭部子育て支援課  
こども家庭部保育課  
こども家庭部子ども家庭支援センター

## 教育・保育施設における送迎バス等安全対策支援事業について

令和4年9月に他県で発生した園児置き去り事故を踏まえ、各施設が早期に安全対策に取り組み、児童の安全安心を確保できるよう、送迎バス等への安全対策支援事業を実施する。事業実施にあたっては、国および都の補助を活用する。

### 記

#### 1 対象施設

- (1) 幼稚園 41施設
- (2) 保育所等 305施設
- (3) 学童クラブ 50施設
- (4) 地域子ども家庭支援センター 5施設

#### 2 補助対象および内容

補助対象	補助上限	補助率
(1) 送迎バス用安全装置の設置	バス1台につき100万円	10/10
(2) その他事故防止のための安全装置等の設置	1施設につき(2)(3)合わせて	
(3) 午睡中の事故防止のための安全装置の設置 ※幼稚園、学童クラブは除く。	200万円 ※幼稚園は(2)のみで100万円	

#### 3 予算額

688,475千円

繰越明許費とし、令和5年度での執行も可能とする。

#### 4 今後のスケジュール

令和5年2月 各施設周知、各施設からの申請受付開始

3月～ 交付決定(随時)

4月 送迎バス用安全装置の設置義務化

令和 5 年 2 月 16 日  
教育振興部学校施設課

令和 5 年度 学校関係工事計画（案）について

1 概 要

区 分	小学校	中学校	計
改築工事	2 校	2 校	4 校
校舎等改修工事	8 校	6 校	1 4 校
給水設備等改修工事	3 校	2 校	5 校
一般改修工事	3 0 校	1 5 校	4 5 校
設計等委託	4 0 校	1 3 校	5 3 校
合 計	8 3 校	3 8 校	1 2 1 校

2 公 表

予算成立後、区のホームページに掲載する。

3 工事計画内容

別紙のとおり

## 小学校

## 令和5年度 学校関係工事計画(案)

区分	内容	学校名	予定工期
改築工事	校舎等改築工事	関町北小	4月～7月 (2～5年度)
		上石神井北小	4月～6年8月 (4～6年度)
校舎等改修工事	校舎屋上防水外壁等改修工事	旭町小(Ⅰ期)、関町小(Ⅱ期) 大泉第三小(Ⅰ期)、泉新小(Ⅱ期) 橋戸小	6月～11月
	受変電設備改修工事	早宮小、仲町小、高松小	4月～10月 (4～5年度)
給水設備等改修工事	給水管等改修工事	北町西小、大泉第四小	4月～11月 (4～5年度)
	水飲栓直結給水化工事	北町小	4月～10月 (4～5年度)
一般改修工事	トイレ改修工事	豊玉東小、中村小、南町小 石神井東小、大泉第一小	5月～11月
	プール改修工事	中村西小、高松小、大泉第一小 大泉第六小、大泉学園小	7月～6年3月
	プールろ過機改修工事	小竹小	8月～6年3月
	火災報知設備改修工事	田柄小	4月～9月
	非常放送設備改修工事	大泉小、大泉第六小	5月～9月
	屋内運動場天井照明改修工事	開進第一小	6月～9月
	屋内運動場空調機設置工事	豊玉南小、早宮小、開進第三小 仲町小、練馬第三小、高松小 光が丘四季の香小、光が丘第八小 上石神井北小、大泉第二小 豊溪小(リース)	4月～10月 (4～5年度)
	普通教室化改修工事	開進第二小、北町小、上石神井小 谷原小	5月～11月
設計等委託	校舎等改築工事監理	関町北小、上石神井北小	改築工事予定工期と同じ
	校舎等改築基本設計	練馬東小、豊溪小	5月～6年3月
	校舎等改築実施設計	向山小	5月～6年7月 (5～6年度)
	校舎屋上防水外壁等改修設計	田柄小、春日小、大泉小	5月～6年2月
	屋内運動場空調機設置設計	小竹小、豊玉東小、南町小 光が丘春の風小、光が丘夏の雲小 石神井台小、北原小、関町小 大泉第一小、大泉北小、大泉学園緑小 南田中小、南が丘小、富士見台小	4月～12月 (4～5年度)
	受変電設備改修設計	豊玉東小、関町小、大泉第一小 富士見台小	4月～12月 (4～5年度)
	給水設備改修設計	豊玉第二小	4月～12月 (4～5年度)
	水飲栓直結給水化設計	上石神井小	4月～12月 (4～5年度)
	トイレ改修設計	豊玉小、大泉西小、大泉南小 大泉学園小、八坂小	5月～6年2月
	プール改修設計	中村小、春日小、仲町小	5月～6年2月
	普通教室化改修設計	高松小	6月～6年2月
	校庭散水設備改修設計	田柄第二小、大泉第三小	5月～12月
	校舎空調設備改修設計	光和小	5月～6年2月

中学校

令和5年度 学校関係工事計画(案)

区分	内容	学校名	予定工期
改築工事	校舎等改築工事	旭丘小・中	10月～令和8年12月 (5～8年度)
	校舎等解体工事	旭丘小・中	7月～6年1月
校舎等改修工事	校舎屋上防水外壁等改修工事	豊玉中(I期)、豊玉第二中 石神井西中(I期)	6月～12月
	受変電設備改修工事	開進第三中、練馬東中、関中	4月～12月 (4～5年度)
給水設備等 改修工事	給水管等改修工事	八坂中(I期)	4月～11月 (4～5年度)
	水飲栓直結給水化工事	三原台中	4月～10月 (4～5年度)
一般改修工事	トイレ改修工事	開進第一中	6月～12月
	プール改修工事	石神井南中、大泉学園桜中	6月～6年3月
	プールろ過機改修工事	三原台中	8月～6年3月
	非常放送・火災報知設備改修工事	豊溪中	4月～9月
	屋内運動場天井照明改修工事	北町中、貫井中、南が丘中	5月～10月
	屋内運動場空調機設置工事	開進第三中、練馬東中、光が丘第一中 光が丘第二中、石神井中、関中 上石神井中(リース)	4月～12月 (4～5年度)
設計等委託	校舎等改築工事監理	旭丘小・中	改築工事予定工期と同じ
	校舎等改築実施設計	田柄中	5月～6年6月 (5～6年度)
	長寿命化改修基本設計	石神井南中	5月～6年3月
	校舎屋上防水外壁改修設計	練馬中	5月～6年2月
	屋内運動場空調機設置設計	豊玉第二中、三原台中、大泉学園中	4月～12月 (4～5年度)
	受変電設備改修設計	三原台中、大泉学園中	4月～12月 (4～5年度)
	水飲栓直結給水化等設計	豊溪中	4月～11月 (4～5年度)
	トイレ改修設計	石神井中	5月～6年2月
	プール改修設計	大泉第二中	5月～6年2月
	万年堀改修設計	北町中	6月～12月

令和 5 年 2 月 16 日  
教育振興部教育指導課

## 令和 3 年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について

### 1 目的

体罰の根絶に向けた取組を行うため、体罰や体罰の疑いがあるような事例を見逃さず実態を把握する。

### 2 調査内容

令和 3 年度に発生した体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導および暴言等またはその疑いのある事案の実態（裏面参照）

### 3 調査方法

- (1) 全教職員を対象とした校長による個別聞き取り調査
- (2) 全児童・生徒を対象とした質問紙調査および聞き取り調査

### 4 調査期間

令和 3 年 12 月 1 日から 12 月 17 日まで

### 5 練馬区調査結果

分 類		小学校	中学校	合計
(1)体罰		—	—	—
(2)不適切な行為	ア 不適切な指導	2 校（2 件）	1 校（1 件）	3 校（3 件）
	イ 行き過ぎた指導	—	—	—
	ウ 暴言等	1 校（1 件）	3 校（4 件）	4 校（5 件）

※対象となる期間は令和 3 年度 1 年間であり、上記結果は調査期間終了後に発生した案件も含む。

## 体罰分類基準

分 類		基 準
①体罰		懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【例】たたく、殴る、蹴る、投げる、長時間にわたる正座・起立 (児童・生徒に指示して行わせた場合を含む。)
②不適切な行為	ア 不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使 【例】おでこを弾く(デコピン)、手をはたく(しっぺ)、小突く、胸倉をつかんで説教する
	イ 行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導 【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導
	ウ 暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動 【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する暴言、馬鹿にする、集中的に批判する
③指導の範囲内		注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使 【例】居眠りしている生徒を気付く程度に肩をたたいて目を覚まさせる、肩に触れて教室外に連れて行く、注意を聞かない児童・生徒の身体を押さえて、着席させる(社会通念上妥当な範囲に限る。)

■出典 体罰根絶に向けた総合的な対策 (平成25年9月12日 東京都教育委員会)

※参照 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例 (文部科学省)

令和 5 年 2 月 16 日  
教育振興部光が丘図書館

### 令和 5 年度図書館特別館内整理期間について

練馬区立図書館条例（平成 5 年 3 月練馬区条例第 42 号）第 4 条第 2 項および練馬区立図書館条例施行規則（平成 5 年 3 月練馬区教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項に基づき、令和 5 年度の特別館内整理期間を下記のとおり設定する。

特別館内整理期間には、図書館資料の整理（電算上の目録データと実物の資料を照合し、資料の有無および目録データの正誤を確認することにより、目録データの精度の保持および資料検索・予約等の利用者サービスの維持を図る。）および施設設備の点検等を行う。

#### 記

##### 1 設定期間

各館の設定期間は、裏面のとおりとする。

##### 2 周知方法

区報、図書館ホームページ、各館おやすみカレンダー、ポスターにより周知する。

図書館名	令和5年度特別館内整理期間（実施日順）	日数
春日町図書館	令和6年1月29日（月）から2月2日（金）まで	5日間
光が丘図書館	令和5年6月2日（金）から6月8日（木）まで	7日間
南大泉図書館 南大泉図書館分室	令和5年6月26日（月）から6月30日（金）まで	5日間
貫井図書館	令和5年9月4日（月）から9月8日（金）まで	5日間
小竹図書館	令和5年10月16日（月）から10月20日（金）まで	5日間
関町図書館	令和5年11月13日（月）から11月17日（金）まで	5日間
練馬図書館	令和5年12月4日（月）から12月8日（金）まで	5日間
石神井図書館	令和5年12月18日（月）から12月22日（金）まで	5日間
稻荷山図書館	令和6年1月15日（月）から1月19日（金）まで	5日間
南田中図書館	令和6年2月13日（火）から2月15日（木）まで	3日間
平和台図書館	令和6年2月26日（月）から3月1日（金）まで	5日間
大泉図書館	令和6年3月11日（月）から3月15日（金）まで	5日間



## 子育て支援サービスの充実について

子育て家庭の幅広いニーズに対応するとともに、育児の孤立化を防ぎ、児童虐待の予防を推進するため、令和 5 年度に以下のとおり子育て支援サービスの充実を図る。

## 1 乳幼児一時預かり事業等利用料のキャッシュレス決済の導入

現在、現金のみの支払いとなっている乳幼児一時預かり事業や子どもトワイライトステイ事業の利用料について、区民の利便性向上および新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、令和 5 年 7 月よりキャッシュレス決済を導入する。

## (1) 導入施設および対象事業

施設名		事業名
地域子ども家庭支援センター	練馬	乳幼児一時預かり事業
	練馬分室	子どもトワイライトステイ事業
	光が丘	乳幼児一時預かり事業
		子どもトワイライトステイ事業
	貫井	乳幼児一時預かり事業
	大泉	乳幼児一時預かり事業
関	乳幼児一時預かり事業	

## (2) 利用可能なキャッシュレス決済の種類（全 18 種・予定）

## ① クレジットカード（6 種）

VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、ぎんれん銀聯

## ② 電子マネー（5 種）

交通系 IC（Suica、PASMO 等）、nanaco、WAON、iD、QUICPay

## ③ QR コード決済（7 種）

PayPay、d 払い、auPay、楽天ペイ、Alipay、WeChat Pay、メルペイ

## 2 育児支援ヘルパー事業の充実

産前産後の体調不良などで家事援助が必要な家庭にヘルパーを派遣する「育児支援ヘルパー事業」について、利便性の向上を図るため、利用可能日を拡大する。

【現 行】 月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

【変更後】 月～土曜日（年末年始、祝日を除く）

### 3 子育てスタート応援券の対象施設の拡大

子育てスタート応援券は、出産直後の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めていただくことを目的に、育児支援ヘルパー事業や乳幼児一時預かり事業等の7つの事業に利用できるようにしている。

令和4年度から利用できる民設子育てのひろば一時預かり事業については、現在1施設で試行的に実施しているが、事業者の意向を踏まえ、希望する全施設を対象を拡大する。

### 4 練馬こどもカフェの拡大

民間カフェと協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供する「練馬こどもカフェ」について、現在の7店舗から8店舗に拡大する。このうち2店舗では、令和4年9月から試行している自主運営型を本格実施する。

【自主運営型】 ママコモハウス、おはしごはん

### 5 民設子育てのひろばの拡大

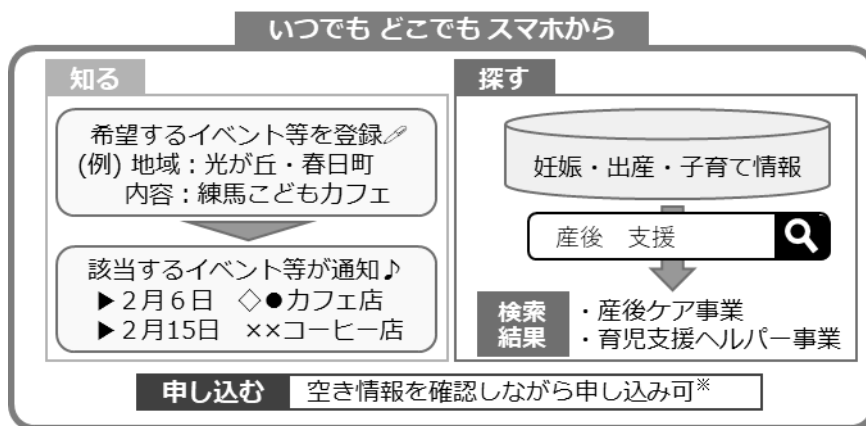
現在区内15か所ある民設子育てのひろばについて、令和5年度は16か所に拡大する。

### 6 おひさまぴよぴよの拡大

現在区内7か所ある外遊び型子育てのひろば（おひさまぴよぴよ）について、令和5年度は8か所に拡大する。

### 7 （仮称）ねりま子育て支援アプリの構築

希望する子育て支援サービスの“知る・探す・申し込む”がスマートフォンから簡単にできる（仮称）ねりま子育て支援アプリを令和5年度に構築し、令和6年度から運用を開始する。



※練馬こどもカフェの申込から運用開始を予定